

淀川水系流域委員会 第60回委員会

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

綾委員、河地委員、西野委員、本多委員、水野委員

日 時 平成19年 9月11日（火）
午後 4時30分 開会
午後 7時47分 閉会
場 所 京都市勧業館みやこめっせ
B1F 第1展示場 A面

[午後 4時30分 開会]

1. 開会

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第60回委員会を開催いたします。

まず本日の出席委員でございますが、21名から出席のご連絡をいただいております、現在16名の方が来ております。残り4名ほど若干おくられているようでございますが、間もなくいらっしゃるかと思います。いずれにしても、定足数の12名に達しておりますので委員会として成立しておりますことをご報告いたします。

審議に入ります前に配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。

まず配付資料でございますが、お配りしました袋に入れてございます「発言にあたってのお願い」、黄色のペーパー。それから、「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号がついてあります資料で報告資料1、審議資料1、2、3、4、その他資料、参考資料1の合わせて7点が入っております。ご確認いただきまして、不足等ございましたら庶務にお申しつけください。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」につきましては、前回の委員会であります9月5日に開催しました第59回委員会以降に委員会あてに寄せられた意見を整理しております。

続きまして発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、ご発言の際には必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、一般傍聴の方にも発言の時間を設けております。審議中の発言はご遠慮をお願いいたします。円滑な審議にご協力をお願いいたします。なお、携帯電話につきましては音の出ないよう設定等をお願いいたします。

それでは、宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

皆さん、こんにちは。大変また多くの方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから第60回の委員会を始めたいと思っておりますけれども、冒頭で私がおあいさつする前に、この委員会が新しくスタートいたしましてきょう初めてご出席なされたという委員がございます。それから、実は前回にご紹介すべきだったのですが、前回ご紹介するのを忘れておりました方もおられます。前回出席されておりました中村委員と、それから今回初めての西野委員でございます。それぞれ両委員から一言ずつおあいさつをお願いしたいと思います。

○中村委員

中村です。特に一言ということでもないんですけども、私、第1期、第2期でもう卒業というふうに考えていたんですけども、最終段階に差しかかってこれまでの経緯を踏まえて参加してほしいということでお受けするというにしました。いろいろ新しい課題も出てきているようですので、これまでの経緯を踏まえてできる限り貢献していきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

○西野委員

西野です。中村委員と同様、第1期と第2期と続けて務めさせていただいておまして、専門は生態学で、特に琵琶湖の生物の研究を行っております。3期ということで私も卒業かと思ったら推薦委員も引き受けさせていただきまして、その後新しい委員会にはちょっといろいろ仕事の関係で出席できなかったんですが、これから働かせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○宮本委員長

ありがとうございました。

それでは簡単にごあいさつしたいと思うのですが、冒頭にちょっと私の方から皆様方におわびしたいと思います。前々回の委員会におきまして一般傍聴の方の意見発表で、浅野さんの発言のときに私が結果的に浅野さんの発言を途中で遮ったような格好になりました。委員長といたしまして不適切な対応だったというふうに反省しております。ここにおわびしたいと思います。どうも申しわけございませんでした。

次でございます。前回治水・防災の説明がございまして、それに対する質問を実はあしたまでということで各委員の方、それから一般傍聴の方あるいは一般住民の方から募っております。これについては今回の委員会で大変大きなテーマでございますので、ぜひ皆様方から、納得できない、あるいは疑問点がありましたら、あしたまででございますので、庶務の方にお出し願いたいと思っております。

それから、きょうの委員会でございますけれども、お手元の議事次第にございますように、きょうは河川環境と利用に関する基本的な考え方につきまして河川管理者の方からご説明を伺い、そして質疑応答するということになってございます。前回の治水・防災につきましては、前回のときに会場のだれもが納得できないという状況でございました。きょうはそんなことはないというふうに期待しておりますので、ぜひ河川管理者の皆さん方、よろしくお願ひしたいと思います。

それから2点目は今後の委員会の開催予定ということで、一応9月につきましては予定が確定しておりますけれども、10月、11月、12月に向けての委員会の開催につきまして運営会議で一応まと

めました案についてこの場で語りたいと思っております。そういうことでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

2. 報告

1) 前回委員会以降の会議開催経過について

○宮本委員長

それでは、2の報告に参ります。庶務、お願ひいたします。

○庶務（日本能率協会総研 前原）

はい。庶務の前原でございます。これより第59回委員会以降の会議開催経過についてご報告申し上げます。お手元の報告資料1をご参照ください。

まず、第58回委員会の報告でございます。2007年8月29日、水曜日、16時30分よりみやこめっせにて開催されました。

決定事項でございます。「9月はスケジュール通りに委員会を開催する。配付資料は事前に送付し、各委員会の説明内容も事前に知らせる。欠席した委員には、河川管理者と庶務で会議概要の説明等を行う。」、「『淀川水系の現状と課題』については、第59回委員会にて審議する。質疑や課題点があれば、庶務に意見を提出する。」、「運営会議の傍聴について、一般傍聴可とする。」。

次に、審議の概要でございます。

淀川水系河川整備計画原案について。河川管理者より説明がなされました。

今後の審議の進め方について。ここでは「あらかじめ、各委員会での説明内容を示してもらい、配付資料もこれまで以上に早めに配付して欲しい。また、出席できなかった委員会の補完説明をお願ひしたい。」、「原案の審議は非常に重要だ。基礎案と大きく違っている部分もあるので、かなりの審議が必要になる。12月中の意見提出を目標とするが、河川管理者には徹底的に説明責任を果たしてもらいたい。」などの意見が出されました。

③淀川水系の現状と課題について。「新しい川との関わり方が問題を引き起こしているという点も追記していただきたい。」などの意見が出されました。

続きまして、第59回委員会の報告でございます。2007年9月5日、水曜日、13時30分より大阪会館にて開催されました。

決定事項でございます。「次回の第60回委員会では、河川管理者から『環境』についての説明を受け、審議する。」、「委員と一般傍聴者は、河川管理者の説明に対する質問があれば、9/12までに庶務に提出する。」、「『淀川水系の現状と課題』についての質問や意見については、今後、各項目の中で河川管理者が説明してもらう。」。

次に、審議の概要でございます。

①前回委員会での淀川水系の現状と課題に対する質問・意見について。「地元の要望と流域全体の利益の整合性をどうとるか。水系全体の総合治水を考えていく必要がある。」、「府県管理区間にある多数の堰やダムをどう考えるのか、記述が欲しい。」、「河川管理者には、原案の重要な争点に絞った資料作成と説明をお願いしたい。」などの意見が出されました。

②治水・防災に関する基本的な考え方について。「淀川、宇治川、木津川、桂川の河川整備や川上ダム、大戸川ダムについての説明が終わったということだが、非常に重要なテーマなので、河川管理者にはもっと十分な説明をしてほしい。」、「河川整備計画は30年間で完結するものではない。その先の目標が必要だ。最悪のシナリオについて検討すれば、整備の優先順位も出てくるだろう。」、「魚類にとっては氾濫した方がよい。氾濫源を補償するといった政策を検討できないか。」、「委員会は、いかなる洪水でも壊滅的な被害を軽減させるために超過洪水を想定し越水対策をしないとイケないということを強く述べてきた。しかし原案には、浸透対策と洗掘対策しか書かれていない。きちんと説明してほしい。」などの意見が出されました。

以上でございます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

3. 審議

1) 河川環境、利用に関する基本的考え方について

○宮本委員長

それでは、早速審議に入りたいと思います。

1つ目の河川環境、利用に関する基本的考え方について河川管理者からご説明願いたいと思えますけれども、きょうの河川管理者からの説明の項目といたしまして、河川環境、それから利用、人と川とのつながり、維持管理についてご説明したいということでございます。それで、まず河川環境について約45分ご説明願って、その後休憩をとって、残りの利用と人と川とのつながり、それから維持管理についてまた45分ご説明願うというふうなことで河川管理者の方からの申し出もございましたので、それに従いまして説明をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、河川管理者、よろしく願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

琵琶湖河川事務所長の津森でございます。私が代表いたしまして、整備計画原案のうち環境、利用、人と川とのつながり、維持管理にかかわる部分について、一通りの説明となりますが、させて

いただきたいと思います。座って説明をいたします。基本的にはお手元の資料の方がスライドの構成になっております。

まず今回の審議対象でございますが、河川整備計画原案の構成のうち「河川整備の方針と具体的な整備内容」の『人と川との繋がり』、そして『4. 2 河川環境』、『4. 5 利用』、『4. 6 維持管理』についてご説明をさせていただきたいと思います。ただし、この中で新規のダム事業に関する環境対策等に関する説明につきましては後日の説明とさせていただきたいと考えております。

まず、河川環境、利用にかかわる部分の特に原案作成に当たって我々どのように考えたかということをご説明させていただきます。

もともと、これまで流域委員会でいろいろ議論をいただいた上で我々基礎案というものを作成いたしました。その基礎案作成以降の事業進捗状況でございますとか進捗点検結果、いただいたものがございますが、そういう点検結果を踏まえるとともに、自治体などの地域の取り組み、そして関係行政機関の施策動向等を踏まえまして基礎案の見直しを行い、原案を作成いたしております。

それで、今回は基礎案と比べて特徴的な、その後の進捗状況を踏まえて特徴的な内容を中心に説明をさせていただきまして、今回の説明が終わった後いろいろな質問等をお受けした形でまた詳細に説明をしてみたいと思います。

見づらいんですが、資料の方に間に合わなかったのでつけておりません。スクリーンを見ていただければと思いますが、これから環境と、あと利用についてお話ししますが、その資料の構成としてどういうふうを考えているかと言うと、河川環境の特徴としまして、見づらくて申しわけございませんが、まず河川環境を特徴づけている要素は何かと言うと、次のものがあると考えています。

いわゆる土地でございます。そして水、そして土砂、そしてこれらが組み合わさった上でその上に生物とか景観があります。そして、土地で言えば形ですね。形状。そして質。これは要は土でできているのかコンクリートなのかという問題がありますし、水については、琵琶湖とか淀川大堰で言いますと、水位という問題があります。そして水質ですね。そして量。で、量についてもそれぞれが定常なものでなくて変動もあるということが考えられます。そして土砂。土砂についても質とか量、そして流れというものがございます。こうした河川環境を特徴づける要素ごとに整備計画原案では具体の取り組みについて整理をさせていただいております。

そしてもう一方、河川空間を利用することの特徴について、「じゃ、河川空間とはどういう特徴があるのだろうか」という頭の整理をしました。1点は海から山まで連続している。そして、広大な空間であるということ。そして、まちの中の、まあ淀川なんかはそうですが、まちの中の公開と

いうか、皆さんが使える公開、公共の空間であるということ。そして、自然環境と水の恵みを実感できる空間。そして、地域の歴史とか風土によって形成された空間。こういう特性を持っているのが河川空間だと考えております。

右側の方ですが、これまでご説明しました河川環境、利用の現状の課題をそれぞれ包括的にちょっと書いてみました。まず1点目は至るところで分断。これは土地だけではなくて、水の流れでありますとか、いろんなものが分断されている。そしてもう一つ、水位とか水量というものがいわゆる単調になっているのではないかという問題。そして、例えば護岸などによって単純化した法線という水際になっているのではないかということ。そして、これは課題認識というか、考えていますが、人間と色々な河川にいる多様な生物の共生、ここに課題があるのではないか。また、せつかくの河川らしい景観、これを保全、またどのように活用を図るのかということが課題ではないかという認識を持っております。

次に河川利用の課題認識でございますが、非常にそういういい空間である河川について、まず1つは多様な利用ニーズがございます。そういうニーズ間の調整をどのように図っていくのかというのが課題。そしてまた、川だけでなく、川とまちとの一体感を持った利用のあり方はどうか。また、せつかくの身近な環境である河川を生かした環境教育への活用など。また、歴史・風土をもって形成された空間、これを活用しました地域振興や地域の活性化に結びつけられないものかというような課題認識を持っているところでございます。

そうした上で、今回まず説明の順序でございますが、河川環境を最初に45分程度させていただいて、あと利用、そして人と川とのつながり、維持管理を説明いたします。

河川環境でございますが、まず河川環境の保全に関する基本的な考え方。これは原案の方にも書いてございますが、まずは「河川環境の保全・再生は『「川が川をつくる」のを手伝う』という考え方を念頭に実施」ということを考えております。

まず、先ほど言いました、至るところで分断されているということ踏まえ、徹底した連続性の確保を行う。また、単調化、単純化したような川の流れなどをダイナミズムの再生を図っていく。そして水。これは質的、量的にも途切れたところがあるものを循環という観点で健全化していく。また、景観的な側面もありますが、生物の生息する場としてなるべくコンクリートが見えない川岸、水際であるとか堤防にすることによって、淀川水系における河川整備では変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていたころの河川環境を目指す、また琵琶湖・淀川の再生を図ろうということを考えております。

まずは河川形状でございますが、横断方向の河川形状について着目しております。これからの説

明は、まず原案の中でどのような基本的な進め方をするのかということの説明させていただいた上で、その後、具体的に今取り組んでいる事例、その課題であるとか方向性について紹介させていただきたいと考えています。

まず、横断方向の河川形状の修復でございますが、これは基本的には「生物の生息・生育環境に重要な水陸移行帯等の良好な水辺の保全・再生を図る」、また「堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかに切り下げ、水際の改善等を行う」ということを基本と考えております。そして、「湖や河川と陸域の移行帯についても、連続性の確保を目指す」ということを考えております。

具体的に今取り組んでいる事例として1つ挙げさせていただきましたのが猪名川のれき河原の再生でございます。上の写真が平面図、昔の猪名川ということで、昭和36年に撮った写真ですが、その右の方に四角囲った上の写真がございますが、これは昭和60年の猪名川の様子です。これはれき河原の状態でございますが、その下、平成18年におきましては、約20年以上たった現状においては草木、植物が繁茂している状況でございます。この間に洪水が起こらなかったこと、いろいろあってこういう形になっているんですが、これを猪名川においては昭和60年代、またもとへ戻ると昭和30年代のような河原や瀬、淵、水陸移行帯など変化に富んだ河川形状に戻そうとしております。また、猪名川の課題としましては、外来植物が繁茂しておりまして、それによって在来植物に影響を与えるという問題がございます。

具体的に、この上の図は川の断面図でございます。川を上流から下流に向かって見たときに堤防の中をかいている図でございますが、具体的に写真を見ていただきますと、左側に試験施工ということで、水際まで植物、これはアレチウリ、外来種でございますが、これが生えている状態ございました。これを真ん中の図のように切り下げております。これをすることによって河原の復元というのを行おうとしております。ことしの7月の写真を右側につけておりますが、試験施工の後4カ月後でこのような状態に、まあ植物はまた繁茂してきますけれども、またこの9月の洪水を受けたりした後でどういう形になっているのかをモニタリング等をしていきたいと思っております。

お手元の資料が見やすいかもしれませんが、ここで赤い線を入れているところがございます。ここに「平水位」と書いてありますが、これが大体平常時、年間半分ぐらいはこの水位ぐらいにあるところですが、今試験施工ということで50cmずつ段をつけるような形で赤い線に沿って施工をしております。こういう階段状に河原を整備することによって洪水など水があふれたときにどのような植生が回復していくのか、またこれまでのように外来種がまた勢力を伸ばすとかいうことがあるのかなのかというモニタリングをしながら猪名川全体にわたって横断形状の修復を図っていかうと考えております。

お手元の資料で言いますと9ページですが、河川整備計画期間中に横断方向の河川形状の修復を行う箇所を書いております。ただ、それぞれの河川によって目指すべき目的が違ふことがございまして、青色で示している箇所はワンドとかたまりということを目指しています。お手元の色が若干抜けているのは鳥飼地区。これもワンド、たまりの再生を目指すところでございますし、黄色の方が、右の方にありますが、ここが河原再生になります。緑色、鶴殿とか野洲川河口部と書いてあるところ、あともう1つは向島です、ここはヨシ帯を再生する。そして、下流部は大淀などは干潟の再生を目指すということで、河川整備計画中にはこういう箇所において検討・実施を予定しているということでございます。

ただいまは横断方向の形状でございましたけれども、縦断方向の形状。縦断方向の連続性を確保する意味合いは何かと言いますと、魚類等の遡上や降下が河川の横断工作物、これはいわゆる堰とか落差工と言っているものですが、これによって阻害されているという現状。そのためにはこの堰、落差工の撤去や改良方策を検討しようとしております。また、我々河川管理者が設置するもの以外にも許可工作物という、例えば農業用の取水堰のようなものもございまして、そういう許可工作物については施設管理者に対して指導・助言といった形で改良を促そうとしております。

こちら、具体の事例としてお示しさせていただきましたのは木津川上流の例でございます。これはわかりづらいかもしれませんが、右の方に調査箇所の位置図というものをつけております。ここに関西電力さんの施設で相楽、そして大河原発電所の井堰というものがございまして、今魚道はついているんですけれども十分な機能を果たしていないということがあって、魚道を改良することによって大阪湾から伊賀までの約100km区間で魚類の遡上・降下が改善されるという見込みでおります。

今実際行っているのは魚道の実態把握。十分な機能を有しているかということと、図の下の方になります。アユにも放流しているアユと天然アユがございまして、天然アユの遡上が実際どういうふうになっているのかという調査をしております。これはアユの耳石といって、耳、えらのあたりに含まれる化学成分を分析することによってわかるようではありますが、こうすることによって本当に大阪湾からずっと上がってきているアユがどれくらいいるのだろうか把握した上で目標設定なり井堰の改良を行おうということを考えております。

ただ、現状の課題としましては、実は堰管理者の同意が必要になってございまして、今後、堰管理者または地元の自治体でありますとか住民を含めた形でワークショップを開いて、どのような魚類の遡上とかどういう形を目指すのかという検討をしていきたいと考えております。

次、こちらが縦断方向の河川形状の修復の全体位置図でございます。ただ、こちらの方ですが、

色分けは堰・落差工、そして本川と支川。本川というのはいわゆる直轄の大臣が管理している区間、我々が管理している区間と、あと支川の合流部でございます。あと、ダムについても検討をしたいと考えております。こちらの方は、実際上は、赤丸が実施ですけれども、まだまだこれから検討をしていかなければならない状況でございます。

続きまして、今河川をメインに考えておりましたが、水域と陸域との連続性の確保と修復ということで、こちらは琵琶湖河川事務所の方で琵琶湖の湖岸から陸域までの連続性を確保しようという取り組みを今、試行的ですが、進めております。今は試験施工なんですけれども、これを整備計画期間中には琵琶湖全体の湖岸形状の回復を進めていきたいと考えております。

具体の例、針江浜の例を書いておりますが、左の方に「水陸移行帯の分断」と書いてある絵をつけていますが、琵琶湖は我々が管理しております瀬田川洗堰で水位操作を行っていて、そのために魚が陸域に移動するための分断がされます。右側の方に、これは平成18年度から試験施工を実施しておりますが、青い矢印で「バイパス水路」というものを書いております。要は、琵琶湖の水位が下がったときでもこのバイパス水路には水があるという状態を保つことによって水域と陸域との水の連続性を確保しようと考えております。現状まだ試験施工でございますが、それらの結果を踏まえ、施設整備をどのように行っていくのか、また実際維持管理をどのようにやっていくのかという技術的な課題を整理した上で滋賀県、実際琵琶湖の湖岸を管理しているのは滋賀県さんでございますので、滋賀県さんと湖岸修復の全体計画を策定しなければならないと考えておりますが、施設整備、維持管理の技術的な問題、あとは維持管理をどのようにやっていくかというのがまだ詰め切れておりませんので具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

次でございます。今、形状のお話をしましたが、次は水位のお話をさせていただきます。

水位につきましては、基本的な目標は、河川や琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するというところでございまして、実際これまで整備してきた河川施設によって、治水の目的でありましたり、利水の目的で水位の操作というものを行っています。ですから、治水の影響または利水への影響を考慮した上で河川の水位変動や、また攪乱と言ってますけれども、これはある程度流量を多くすることによって環境場をリフレッシュしてやるというようなことになりましたが、そういうことを図ろうと考えております。また、琵琶湖においては急速な水位低下の抑制など、なるべく琵琶湖の水位を保持する策をやろうということを考えておまして、具体的には淀川大堰や瀬田川洗堰の運用を検討するとともに、また利水の面での影響もあるということであるならば新たな施設による容量確保などを検討するということが原案には記載させていただいております。

では、具体の事例としましては、スライドが出ていますが、水位低下の抑制に向けた水位操作と

いうことで、琵琶湖で行っていることでございます。

原案の記述を書いておりますが、瀬田川洗堰におきまして、洪水期間における琵琶湖沿岸の治水リスクを増大させない範囲で水位操作を試行し、治水・利水・環境の調和のとれた操作方法の確立を目指そうということを考えております。

下の方に書いてございますのは、これまで平成15年度から、瀬田川洗堰では非洪水期から洪水期、この間に水位を実は下げるわけなんです、この期間の水位操作について試行を行っております。具体的には、ちょっとわかりづらいんですが右の方に調査地点と書いてありますが、琵琶湖内の3カ所です、魚の産卵状況を毎日把握し、そして産卵が計測された日、その翌日から5日間は水位を維持するような操作方法を試行しようとしております。ただし、右の下の方に図がかいてあって見づらいんですが、一番下のグラフがございまして、これが平成19年度、今年度は琵琶湖の水位が非常に低かったこともありまして、やろうとしていた試行操作が実際にできなかったという状況がございまして。

もう1つ、これまでの流域委員会からご提案をいただいた中では、洪水期間における水位、例えば洪水期間自体も見直せないか、または洪水の期間中の琵琶湖水位の見直しを行えないのかということをご提案をいただいております。これについても検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それで実際、では何が問題があるかという、左の方にグラフをかいておりますが、例えば戦後の琵琶湖水位が最高になりました昭和36年6月洪水を対象としますと、6月に、これは洪水期間ですけれども、水位を上昇させた場合は、同じような洪水が来た場合には浸水戸数がふえる、床下ではございましてけれども、増えるというようリスクが増大をします。

こういうことを検討していくために、今年7月に、我々整備局と滋賀県で意見交換会を設置したところでございまして。検討内容としては、要は琵琶湖の洪水時の操作方法でありますとか洗堰の低水時の操作方法、または渇水時における対応などなど、総合的にメリット・デメリット、メリットといいますのは例えば魚類の産卵・生息環境の改善などのメリットを見きわめていこうという取り組みを始めたところでございまして。次、お願いします。

次は水量のお話でございます。水量については、こちらの観点としては環境上の観点は、先ほど言いました水位変動や攪乱の増大を図ること、そしてそのためにはダムや堰の運用の検討を行うとともに、きっちりとしたモニタリングと評価をやって、見つつ、試しつつやっっていこうと考えております。

それで、事例として挙げておりますのが、次スライドをお願いします。これも旧委員の方は御存

じかもしれませんが、比奈知ダムにおける平成16年度の試験結果を載せております。左上の写真でございしますが、今、指摘としてはダム下流の河川では藻類の、水の流れの攪乱というか変動が少ないために藻類が生息してしまっていて、これが問題ではないかというようなことが指摘されております。そして、右側の図でございしますが、このため比奈知ダムでは一時的にダムからの放流量を増加させて藻類の更新を促すような試験放流を実施しております。こちらにその結果を示しておりますが、こういう取り組みを、この結果も踏まえてすべてのダムで検討していきたいと考えております。

次は水質でございます。水質につきましては、基本的にまずは琵琶湖・淀川流域の水質管理協議会の設立、これはまだ検討になっておりますが、検討をするということを考えていくとともに、また水質管理ということで河川管理者、我々はモニタリングとか調査をやっておりますので、これを引き続きやっていこうということ。そして、必要あるならば水質などの改善対策をやろうとしております。

そして、具体の事例でございます。琵琶湖の水質保全対策としまして、今年度から、滋賀県さんの方が中心になりますけれども、琵琶湖再生のためのいろいろな調査を行っていこうと。これは琵琶湖の中だけではなくて、流域も含めたいろいろな水質汚濁メカニズムを考えていこうということで、今年度は学識者による委員会を設けられて、そこで議論をした上で20年度以降、具体の調査を行っていこう、その上で、平成23年度からですが、滋賀県さんが持っているマザーレイク21の計画、これとあわせて我々も必要な対策を行っていききたいと考えております。

次は、ダム湖の水質保全対策でございます。ダム湖もいろいろ水質の問題が出ているということで、これは高山ダムでの事例でございます。2002年から実際やっておりますが、下の左の方、これはちょうどアオコが出たような状況ですが、ここに循環曝気設備というものを持ってやります。具体的に言うと、要は金魚の水槽に入れているブクブクみたいなものですね、酸素を発生させて水流を循環させるような設備を設けましたところ、2002年から運用を開始しているんですが、2003年以降はですね、上の方にグラフをつけていますが、アオコは確認されていないということでございます。ただ、なかなか、気象条件でありますとか水文、雨の降り方とかによりまして制御が難しいということとか、同じような条件であっても水質に問題があったりなかったりするようなこともありますので、様子を見ながら対応していかなければいけないということを考えて、またこういう知見をとらまえてほかのダムでもいろいろ検討をしていこうと考えております。ただ、なかなかダムだけの対策では難しいところもございしますので、今後はやはり流域での協力も必要だと考えております。

続いてでございますが、土砂の問題でございます。土砂につきましては、主に土砂移動を分断し

ているダムや堰、河川横断工作物について、土砂移動の連続性を確保するための方策を検討しております。

続いて、こちらはまだ試行の段階でございますが、布目ダムの事例を紹介させていただいております。土砂がダムによって断たれたことによって、下流河川での生物環境への影響についての指摘がございます。このため、試行ではございますけれども、下流に、ダムにたまっている土砂を置きまして洪水のときに下流に流していくという土砂供給の取り組みを実施しております。

それで、左の下の方に写真をつけておりますが、これは平成18年度の例でございます。左側が流出前ということで、れきが多かったんですが、流出後では土砂が川に戻ってきたというような状況を確認しております。さらに、今後は土砂供給、どういうふうなやり方をするのか、また実施時期やいろんな方法について検討しながら進めていこうと考えております。

続いてでございます。生物の生息・生育環境の保全でございますが、ここは主に希少種などを中心に整備計画原案では整理をさせていただいております。ナカセコカワニナでございますとかイタセンパラ、オオサンショウウオなど、希少な生物の生息・生育環境を保全するという目標を掲げております。こちらにつきましては、どういう目標を立てるべきか、これが一番大きな課題であると認識していますが、これも見つつ、試しつつ、順応的な管理というんでしょうか、そういうものをやりながらやっていかなければならないと考えております。

その具体例としましては、見ていただきますと、淀川におけるイタセンパラの事例を載せております。淀川では、平成12年より淀川大堰の水位操作を変えろという試行を行いました。グラフを見ていただきますと、これは横軸が年度で縦軸がイタセンパラの量なんですけど、13年度は非常に増えたということで喜んでいたんですが、その後どんどん減少を続けて、結果的にこの2年間、生息が確認されていないということで、大堰の水位変動を、これまでのやり方だけではだめだということで新たな取り組みを続けていこうということを考えております。具体的には水位の変動幅を拡大するでありますとか、あともう1点は、今、淀川大堰のこれは湛水域、水の流れが余らないところのワンドを対象にしていたんですが、もう少し攪乱ができる流水域ですね、水が流れる流水域のワンドを整備し、ワンドの倍増を図ろうというようなことを考えております。

こちらは湛水域、城北のワンドの例ですけれども、もともとやはりワンド内の攪乱が少ないから問題ではないかということを考えていまして、これにつきましては、右下に図がかいてございますが、これまで考えていた水位変動幅を、これがO.P.の3mにしていたんですが、今後はさらに2.5mまで水位変動幅を動かして試行操作をしていこうと考えております。ただし、これをやりますと実際、大堰上流の取水施設などに影響が出ますので、いろいろな試行をやっていこうということを考

えています。

次が、イタセンパラに関する対策としまして、先ほど言いました流水域のワンドの整備を行っていかうと考えています。右の図は、今後、整備計画の間に整備の予定をしている区域を挙げております。

これまで我々の考えでは、そのワンドを単独できちんと保全していこうというようなことを考えていましたが、これまでの取り組みでは群ですね、一連の幾つかの群として存在した方がいいのではないかということがわかってきましたので、楠葉の例をここはつけておりますが、ワンドを順々に連続した群として整備していこうということを考えております。それで今年度から、これまで整備した1号、2号のワンドという、上と下ですね、上下流に整備を実施しております、順次ワンドの整備を行っていきたいと考えております。

次は琵琶湖、これは南湖と書いてございますが琵琶湖でございます。琵琶湖において南湖というのがございますが、こちらの方は水質状況が余り改善されていません。そして、外来種、ブルーギルやブラックバスも相変わらずいますので、こういう琵琶湖の南湖の再生を目的としまして、昨年7月に都市再生プロジェクトであります「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」、これに基づく南湖再生ワーキングというのを設置して関係機関と検討を進めてまいりました。そして、その結果、今年度まず手始めの取り組みといたしまして、南湖湖底環境改善事業というものと、新浜のうおじまプロジェクトというものを着手することにしておりまして、これについて進めてまいりたいと考えております。

若干、ちょっと駆け足でしゃべってきましたが、次、景観のお話でございます。ちょっと時間配分が悪くて申しわけございません。景観につきましては、景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化を図るということとしております。また、河川管理施設の新設及び改築に当たっては、周辺の景観との調和に関して検討するということを考えております。我々河川管理者以外のものですね、こういうものについても、やはり橋梁の整備でございますとか河川敷利用施設、こういうものは我々は認可を行っておりますので、この認可に対しては、それぞれの事業者に対して河川景観の観点からの助言を行えないかなというふうに考えております。あとまた樹林帯の整備も考えております。

具体の事例といたしましてはコンクリート、これは木津川の上流ですが、コンクリート護岸の覆土というものをやっております。これは左から順々に、上の写真は施工前の状況から、連節ブロックというコンクリートをつけたところ、そしてその後に覆土をしたところです。これは写真の右側が川側でございます、堤防の補強のためにこういう整備をしておるわけですが、コンクリートの

見えない護岸を整備して景観に配慮しようということを考えております。

若干ちょっと写真の向きが違うんですけども、植生の復旧状況について、施工2カ月後の状況はこういうふうになっているというものを示しております。

そして、次は堤防の緩傾斜化でございます。これは左側が今、淀川の20kmぐらいの付近ですけども、真ん中、左側が川側ですね、右側がアパートみたいなものが建っていますけれども、これは見ていただきますと、今の淀川の堤防ですと非常に切り立った形の勾配に見えるようになっています。これも堤防補強のために緩やかな勾配をつけているわけですが、右側の整備後が実際の写真を示しております。こういう形で、やはり急な角度というか急な形状というよりは、緩やかな動線というか景観を持ったような取り組みもやっていかなければならないというふうに考えております。

そして、次に瀬田川の事例をご紹介します。歴史的景観に配慮した河川整備の取り組みということで、瀬田川では地域の方々、また施設管理者でありますNE X C O、高速道路会社などに集まっていただきまして、瀬田川水辺協議会というものを平成16年度から開催をしております。その結果、平成19年3月、ことしの3月に「瀬田川のあるべき姿」という提言をいただきましたので、今後はこの提言に基づきまして我々の持っている施設や構造物の見直しを行うよう検討しているというふうに考えています。また、水辺に親しんでもらうためにはいろいろな拠点、拠点というのはここに写真をつけていますが、例えば石山寺とか京阪の駅とかございますが、そういう拠点を移動できるような川側の散策路整備、これを継続的に実施しようということを考えております。

もともと、その水辺について、この瀬田川ではいろいろな係留設備があります。いろいろな船の利用が多うございまして係留施設がありまして、これを集約化したり共有化しようということで、それを一つのテーマとして瀬田川の水辺協議会は開いておりますが、実際そのそれぞれ管理されている方が撤去をする費用がなかなか出しにくいということで、今その水辺協議会でいろいろな提言はまとめていただいたんですが、なかなかその集約化・共有化まで一足飛びにいかないという現状があります。

係留施設の例を下につけております。スケールがないのでわかりづらいんですけども、大体高さ2mから3mぐらい。これは円形になっていますけれども、上の方で直径50cmぐらいの係留施設、これがしっかりと川の中に打ち込んであります。こういうものを占有者さんに本来は取っていただかなければならないんですけども、なかなか費用の面で苦慮していると、なかなかすぐに理解を得られないという状況でございます。

ちょっと下の方に書いていますが、我々がこの提言に基づきまして散策路の整備を実施したり、また我々が、河川管理者以外の方が行われる河川敷利用施設などについてそれを許認可を行うわけ

ですが、まず提言のお話をしまして、河川景観の観点からの助言を行うとしています。ただ、これにつきましても、我々が許認可を行う際に、実際に審査する際のやっぱりガイドラインみたいなものが必要だと考えておまして、これからこの瀬田川の提言をもとにしましたガイドラインづくりを進めてまいりたいと思っています。また引き続き、係留施設の集約化・共有化なども進めてまいりたいと考えております。

次のページをめくっていただきますと、これはダムにおける景観に配慮した事例をご紹介させていただきます。ダムは毎年、水位が大きく変動します。そうすると、右側のこれは高山ダムの事例ですが、右側の写真を見ていただきますと、水が常に変動する範囲ではなかなか植生が根づかず、真ん中の写真は対策前と書いてありますが、裸地と言っていますけれども、植生が根づいてないところがございます。これはなかなかダムにおいていろいろ景観上よろしくないというようなご意見もありますので、今、試験施工として、水がつかるところでも植生がきちんと保たれるような試験施工を行っております。

下の方でございますけれども、平成15年度から始めまして、まずその平成15年8月、そして3年後たった現在においても、ほぼ植生が回復したように見受けられますので、今後は高山ダムにおいては昨年度から本格工事を実施しておりますし、今後いろいろなダムで同様なことが行っていけないかということを検討していきたいというふうに考えております。

時間配分が悪くて、ちょっと若干早目に、早口になりましたけれども、河川環境について、まずそれぞれの形状、水質、水量、そして土砂の話、そして生物の生息環境、そして景観に関することについて、基本的な取り組み、そして具体的にやっている事例をご紹介させていただきました。

以上でございます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

各委員から現状の課題についてというのが出されていて、それについては、環境なら環境のかかわりについては環境のところで説明すると、踏まえてですね、ということになっているんですけども、今の説明はその現況の課題についても含めて説明されたということによろしいのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

済みません、全部説明できていません。まずは今回、一通り原案の考え方をお示ししようというふうに考えておまして、具体的には、例えば琵琶湖の水位操作のお話でありますとか、淀川のイタセンパラのお話、あとは瀬田川の例えば水辺協議会における集約化・共有化の状況の現状の課題というものについて、ご説明させていただきました。ただ、抜けている部分がございますので、今

後そこは整理して説明させていただく、またご質問いただいている内容でも、これはということがあって、いわゆる資料がなく説明だけ、口頭で説明できるものはこの後でも説明させていただきたいと思っています。

○宮本委員長

そうすると、あとはまた質問なり、次々回の質疑応答の中でそれを踏まえて答えられるということでもよろしいですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

はい。そのようにさせていただきたいと考えております。

○宮本委員長

はい、わかりました。

予定より5分ほど早く説明を終わられたんですけれども、一応、当初の予定どおりここで一たん休憩ということにしたいと思います。15分ほどということで行くと、何時までということですかね、庶務。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

40分までですね。

○宮本委員長

そしたら、17時40分まで、ここで一たん休憩ということにさせていただきます。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、17時40分までにお席にお戻りいただきますようお願いいたします。

休憩いたします。

[午後 5時25分 休憩]

[午後 5時40分 再開]

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

40分になりましたので会議を再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

はい、それでは後半に入りたいと思います。それでは、利用から河川管理者の方でご説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

琵琶湖河川事務所の津森でございます。ちょっと委員長、よろしいですか、1点発言をさせていただきます。先ほど委員長の方から前回までにいただいた現状と課題に対する質問に対する回答は

どうなっているのかという、それは今後も含めてご説明をさせていただきますということを私の方からご発言させていただきました。

それで、今回実は審議資料1というものがございまして、ここにいただいた質問に対する回答を整理させていただいております。本来であれば今の説明の中で、我々は、ここの中に書いてある質問はこの部分ですよというご紹介をすればよかったですけれども、ちょっとそれができておりません。

ただし、一応幾つか触れております。きちんと説明しようと思ったものは触れておりますので、今回用意させていただきました審議資料1と今から説明させていただく内容を踏まえて、次の質問事項を出していただけないでしょうかというお願いでございますが、いかがでございでしょうか。

○宮本委員長

基本的には、だから、今までに出された現状と課題についての質問についても、今回の説明の中でするものもあればしないものもあると、一応そういう説明をしますと。それで、それを踏まえて、説明の後の質疑応答の中で質問があればお願いしたいということですね。

はい、了解しました。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

琵琶湖河川事務所の津森でございます。続きまして、利用、そして人と川の繋がり、維持管理についてご説明をさせていただきます。若干先ほど早口で走り過ぎましたので、丁寧に説明させていただければと思います。

まず、お手元の資料18ページでございます。利用の部分でございます。まず、こちらの方も河川の利用に関する基本的な考え方として、原案に書かせていただいていることを述べております。

まず、基本ですが、河川の利用は「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするという考えでございます。その上で3つ掲げさせていただきました。「住民、自治体のニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースの多様な利用が適正に行われるようにする」ということとございます。貴重なオープンスペースである河川ですね。河川空間の多様な利用が適正に行われるようにすると。また、「歴史・風土等を活かした環境教育を推進するための利用を推進する」ということ。3点目でございますが、「淀川が都市域を流れているという地域特性を踏まえ、身近な自然を楽しめ、川と街の一体感が体現できるようにする」という基本的な考え方を持っております。

利用につきましては、水面と河川敷という考え方のように整理しております。

まずは、水面でございます。水面につきましては水面利用の適正化ということを挙げております。これは、事例として挙げさせていただいております、船舶等の通行規制ということとございまして、

淀川の本川では、水上オートバイやプレジャーボート等のいわゆる動力船ですね、エンジンを持った動力船の利用が多々ございますが、その動力船につきまして通行禁止区域や通行制限区域を設定しようということを考えております。

次のスライド、これはイメージでございますが、こういうことをこれから検討していこうと考えていますが、淀川のちょうど川の真ん中のところ、こちらの方、赤い線で引っ張ってあるようなところは、5ノット以下のスピードにすると。さらに上の方は、要は速度の規制を解除するような水域だというふうに考えています。両端「50メートル」と図の下の方に書いてありますが、これはちょうど城北のワンド群のところでございますが、要は動力船、スピードの速いモーターボートであるとか水上バイクが走りますと波が立ちます。そうすると、そういうものが水際の植生などに影響を与えてしまうので、こういう問題を解消するために通行規制を考えたいというふうに考えております。

これにつきまして委員の方から、実は現状の課題として、この通行禁止区域の設定に関する課題は何かというご質問をいただいております。先ほど申しました審議資料1の方にも書いてございますが、水面利用調整協議会といったものを設けまして、水面利用ルールの策定が必要と考えておりまして、これは今後関係機関と連絡を密にして水面利用ルールの策定していきたいと考えておりますが、まだ具体の取り組みにまで物ができたという状況ではないということです。

ただ、琵琶湖においては、実は滋賀県さんの方で条例を設けられています。これは何のための条例かという、ヨシ帯ですね、ヨシ帯を保護するというので、保護区域というものを設けまして、動力船が通ってはいけないというような取り組みをされていますので、そうした事例も参考にしながら、淀川の方でも検討して進めていければと考えております。

続きまして、河川敷の利用でございます。河川敷の利用につきましては、先ほどの基本的な考え方、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進する観点から、本来河川敷以外で利用されるような施設については、今使われているものは縮小を基本としたいというふうに考えております。

ただし、これまで基礎案に基づきまして、いろいろな検討または関係者との調整などを進めてきておりますが、実際のところ、施設の利用者でございますとか、施設を設置しているのは主に自治体でございますけれども、自治体等から強い存続要望等も出てきております。

個々の案件ごとに学識経験者、そして自治体等からなる河川利用保全委員会というものを設けておりますが、その意見を聞き、河川管理者の方で判断をしてまいりたいと考えております。

また、この河川利用保全委員会の取り組みの中で、やはり我々河川管理者が痛感いたしましたの

は、川らしい利用というのは何なんだということが、やはり地域の合意形成がなかなかとれてないというふうにも実感しております、それぞれの淀川の地域ごとによって川らしい利用とは何かと、これを総合的に検討するための、学識経験者、自治体等との意見交換であったり提案をいただく場を設置しようということを考えております。

スライド番号で言うと40番でございますが、上の四角のところは保全利用委員会の設置について書いておりますが、これは淀川管内での事例を下につけております。

実際淀川では、淀川河川事務所では平成16年から、淀川本川、そして木津川下流、そして宇治川、そして桂川と保全利用委員会を設けております。これも琵琶湖河川事務所においても野洲川で保全利用委員会を設けています。瀬田川の方は、我々、水辺協議会というものを設けておりましたので、その場でいろいろ検討をしております。

それで、スライドで言うと41でございますけれども、これまでの委員会運営で得られた成果と課題ということでございます。川でなければできない利用、この観点を踏まえて、また川に活かされた利用という理念の理解は一定程度深まってきたと。それで、グラウンドから親水公園への利用転換、これは高槻市の方でございますし、グラウンドの縮小、こういうものも図られてきた事例はあります。

ただし、実際他の地域におきまして、利用者の多い既存のグラウンド等の縮小や移転の実現についても、実際委員会の審議においてもあったんですが、では代替施設をどうやって確保するんだとかいうこと、そして跡地の利用はどうするか、またもっとやはり環境教育の取り組みを進めていってはどうか等の課題が顕在化してきているというふうに我々は考えております。

そのため、これは淀川での取り組み、淀川河川事務所での取り組みでございますけれども、淀川管内の河川保全利用懇談会、これは仮称でございますが、こういうものを設置し、河川ごとの特性・現況を認識しまして、その場所場所ごとにどのような利用が望ましいか、その利用をどのように整備できるのかということを広く議論するような場、また場合によっては個別でのケーススタディーを検討したいと考えております。

この点につきまして、委員の方から現状の課題についてご質問を受けているということがございます。まさに今我々が問題として認識していることですが、要は、河川敷の利用で現在取り組みを進めているが、推進する上において合意形成を進めるためにどのような問題があると思われるのかというご質問を受けております。

具体的には、やはりグラウンドの縮小等に向けた取り組みをやっていますが、そのグラウンドはやはり利用者が非常に多うございます。そうした利用者が多いエリアについて、実際に町の中に代

替地を確保するというのは大きな課題でございまして、やはり川以外の都市計画の部分というか、都市の中ですね、都市計画部局も含めた取り組みが必要であるというふうに考えておるところでございまして。

次でございまして、これは整備の一事例、利用を意識した整備の一事例を載せさせていただいております。見づらくなっていますが、スライド番号42に当たるところでございまして。

これは琵琶湖に流入する支川、野洲川でございまして。私どもの琵琶湖河川事務所の方で管理をしていますが、これを見ていただきますと、野洲川の上流部でございまして。中州があって右側の方では樹木が生えておりますが、こういう自然環境に調和し、かつ、まちづくりと一体となった水辺空間の形成を図るような河川整備を実施していきたいというふうに考えております。

実際のところは、この区間はちょうど野洲川の中でも、いわゆる流下能力、洪水を流す容量が不足している区間でございまして、川底の掘削や高水敷の切り下げを考えております。これについては、やはり先ほど環境のところでもご提案しました、横断形状の整備、横断形状の修復といった形、横断形状に配慮しながら整備を行うとともに、やはり地域の方々が水際にアプローチしてもらうような整備ができないのかということを考えておまして、平成19年度下半期に、学識経験者の方、また沿川自治体等に集まっていただきまして、整備の検討会を設置した上で、整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

続いてでございまして、これはまた切り口が違いますが、舟運でございまして。平成7年兵庫県南部地震を契機としまして、水上輸送が見直されております。こうした大規模震災時に備えまして、淀川を利用した水上緊急輸送のための整備を進めようと考えておりますが、それだけではなくて、船のある風景といったものも、これは非常に川らしい、水面のあるところでの特徴ある風景だと思いますし、こうやって川に親しんでいただくような、これによって人と川との繋がりを回復するような取り組みを進めたいと考えております。

具体的には、この整備計画期間中に淀川の本川と宇治川において、河口から伏見港、昔から使われていた伏見港までですね、ここまでを航行可能にする取り組み、これを目指した整備を行ってきたいと考えております。

ただし、これにつきましては、淀川大堰、ここに下流の淀川大堰に閘門を設置しなければならないという課題と、もう1つは中流部において航路をきちんと確保しなければいけないので、この検討を行わなければならないと考えております。

淀川大堰の閘門の設置について、これは今検討を進めているところでございまして。それで、左上の写真を見ていただきますと、赤く丸で囲ったところがございましてけれども、ここに実際その閘門

を設置しようかと考えておりますが、右側、見ていただきますと、写真のイメージでございます。これは実際淀川の右岸側の高水敷なんです、閘門を設けようとしますと、下の写真のように水路を新たに設置しなければならないということでございます。

そうした場合、これが大堰周辺の環境にどのような影響を与えるのかということ、これについてこれまで検討してまいりました。具体的には環境調査としては生物、そしてもう1つは、船が通るといことで航走波と言っていますが、船が通ることの波でございますとか、もともと淀川大堰でとめている塩水の遡上ですね、塩水が上流に上がっていかないか、これは実際に行っていませんのでシミュレーションの予測ですが、こういうものについて環境調査として検討を進めてまいりました。

環境保全対策でございますので、実際の工事中、そして具体の閘門の運用後に当たってどういう影響が出るのかというのを検討してきましたが、我々がこれまで淀川環境委員会というものを専門家の委員会を設けていますが、そういう方々にも意見を聞きながら進めているところでは、予測される影響については、環境保全対策、具体的には新たに魚道を設置する、また下流側の出入り口付近、ここの河岸の保全を図ることで回避できるというふうに考えております。

今後の進め方でございますが、まずは基本的に構造物の予備設計というものをを行うとともに、この段階でモニタリング、環境に関するモニタリング計画を検討していくとともに、それを踏まえた最適構造の選定を行っていかうと考えております。これは経済性でありますとか、施工性の観点から、材料、構造などを決めていきます。その上で詳細設計をするという手順を踏んでいこうというふうに考えております。

次のページでございますが、ではいざ閘門を設置して、淀川大堰のところは通過できたとしても、実は枚方から三川合流部にかけては、ある一定規模の船を通そうとすると水深の確保ができないということが現状の課題としてございます。これについては、既に委員の方からもご指摘をいただいたことでございます。

今この検討をどのようにしているかということをご説明します。ちょっとくどくなりましたが、スライドの46で書いてある図では、ちょうど左側が、これは淀川の下流から上流になっています。それで、縦軸は水深がとれているのかということを書いています、ちょうど青い色の線、これが淀川で言いますと下流から26kmから36km、10kmの区間で一部水深が足りないところがございます。

下の図が、これは平面図でございますけれども、青色が航行が可能なところですね。大体水深の余裕を見て1.1mの水深が通年的に確保できるところがございますけれども、航行不能箇所が、黒く丸で囲ってある、点線で囲ってあるところが航行不能箇所です。ここをどういうふうに対処しよ

うかというのが次のスライドでございます。

これはやはり淀川にかつて整備しました水制工、今のワンドのもとになっているようなものですが、水制工によって航路確保をしようということを考えております。水制工というのは左の方にイメージがついておりまして、今のまさにワンドと同じようなものができるわけですが、平常時におきましては、水制が川に向かって出っ張ることによりまして、川幅が狭まって、これによって喫水、水深が深まるという効果があります。

そして、また水深が大きくなることによって川の流れが早くなりますので、航路としてはみお筋の土砂がたまりにくくなるという効果を期待することができます。現在この航路水深が不足しております鶴殿地区で試験施工をしております。実際には29kmから30kmの付近でございまして、平成18年に施工した箇所の写真をつけておりますが、18年度、19年度と、順次この水制を鶴殿地区においてつくっていかうということを考えております。

ただし、やはりこれまでなかった川の形状を変える、改変を行うことにもなりますので、水制工の設置によりまして、周辺の地形でございますとか魚類、植物等の生息、生育環境の影響等の調査を行いまして、水制工の形状などの見直しを行っていかうということを考えております。

続きましてですけれども、またこれはお話が変わりまして、上下流連携という切り口で原案で整理しているものをご説明させていただきます。これはダムなどの水源地ですね、水源地域の活性化に向けまして、いろいろな水源地の利用だとか、また水源地に下流の人々にやってきていただけないか、そのために必要な湖面の活用設備ですとか、周辺環境設備などのハード対策を実施する、また地域イベントなどのソフト対策、これは今やっているものを関係機関と連携して継続的に実施と書いております。

具体的な取り組みとしましては、国土交通省、そして水資源機構が管理しているダムにつきましては、淀川水系のダムにつきましては、すべて「水源地域ビジョン」というものをつくっております。それで、水源地域ビジョンというのは何かというのをここで書いておりますが、基本的にはダムを活かした水源地域の活性化を図るということ、また水源地域だけではなく、流域内の連携、交流により、流域圏の発展を図ることを目的としまして、ダム水源地域において、自治体、住民等がダム事業者、ダム管理者と共同で策定しております。

これにつきましては、下流の自治体や住民などに参加を呼びかけながら策定しました、水源地域活性化のための行動計画でございまして、基礎案以降、最後に天ヶ瀬ダムで水源地域ビジョンを作成しまして、今整備を進めております。今その水源地域ビジョンに基づきまして、こちら、交流活動の例ということを書いてありますが、例えば水源地域のいろいろな情報発信を大阪市内でやって

いたり、反対に、これは日吉ダム为例を載せておりますが、日吉ダムでの植樹ですね、下流の方々に来ていただいて木を植えていただくというような、さまざまな取り組みをしております。

それで、整備計画原案の中で委員の方からご質問がありました点としては、原案の文章の中では、ダム等が上下流をつなぐ橋渡し役としての活動が求められていると書いております。これは何かというご質問を受けました。これにつきましては、基本的に橋渡し、何をというのは、具体的には下流の人々に水源地域の実態を理解していただき、そういう役割がダム等の管理者に求められているということを考えております。

また、水源地域ビジョンの推進に関する現状の課題は何かということをご質問いただきました。これについて口頭での説明になりますが、上下流交流を今後進めていくためには、やはりダム管理者が中心となって、上下流の交流を進めていくための取り組み、具体的にはやはり上下流の市町村やNPOと連携して実施していくことが必要だということを考えておりますが、いかんせん地域によっては自治体の方の予算の確保などが難しく、何というか、高いレベルでの取り組みが進んでないという現状も課題として認識しております。

続いてでございます。続いてちょっとお話が変わります。これまで河川環境と利用についてご説明させていただきましたが、次は「人と川との繋がり」に関する整備計画原案でのお話をさせていただきます。

これはどちらかというと環境、利用だけでなく、治水とか利水全般、今回我々がお示しさせていただきました河川整備原案の基本となる考え方の部分でございます。原案で言いますとちょうど1ページのところに書かせていただいていることを簡単に整理しておりますが、水、要は水と水との繋がり、川の中とか流域の水の繋がりでございますとか、生物、そして川と人、先ほど言いました上下流、川での、流域での上下流での人の繋がり、こうした繋がりにつきまして徹底した繋がり確保を念頭に置いて、この河川整備計画の原案の基本的な考え方としております。

その上で、同じことの繰り返しになっておりますが、水、生物、人、まちづくりなどとの繋がりを持った川を目指すということを考えております。さらに、そのためには住民等の参画や情報共有を推進しなければならないと考えております。

具体的には原案32ページから34ページに書かせていただいております。これは、基本的には基礎案のときから大きく考えを変えているわけではございません。地域のできるだけ多くの人々に河川に関心を持っていただき、川に直接接していただき、川のことをみずから考え、行動していただけるよう、参加型の河川整備を目指すということ。そして、流域圏のあらゆる関係機関と連携した取り組みを実施するというようにさせていただきます。

そうした基礎案以後具体的に我々が進めてきた取り組みとして、河川レンジャーというものがございいます。背景といたしまして、こちら整理させていただいていますが、なかなか住民と行政との連携・協働を行っていくため、またその連携・協働による河川管理・整備を推進するためには、新たな制度というか仕組みが必要ではないかというふうに考えております。そうした場合、先ほどの上下流連携でも言いましたが、住民と行政の間に介在をしまして、いろいろな橋渡しをしてくれる役割の方がいいのではないかというふうに考えております。

それで、右の方の図に書いております、上の方、緑で、オレンジ色の丸でいろいろ書き込んでおりますが、川にかかわる方々というのは、一個人の方々もいらっしゃれば、いろいろな市民団体等、また環境教育という立場から学校教育関係者などがございいます。そういう方々と我々河川管理者、そして右側の緑色の字で書いてございいますけれども、河川の周辺の自治体等の橋渡しというか連携をするための役割として、河川レンジャーというものを今試行的に進めているところでございいます。

河川レンジャーの役割として、これは淀川の事例を特に書いておりますが、やはり今回整備計画原案に書いております治水・防災、環境、利水に関しまして、いろいろな取り組み、それらを個人、住民の方々がやっただけの取り組みと、我々河川管理者がやるような取り組みを結んでいただく、または自治体との間を結んでいただく、その上で実際に川でレンジャーと我々河川管理者、そして住民がいろいろな活動をするということによる河川整備をやっていくということが、目指すべき方向かなと考えております。

具体的には、写真に書いてありますけれども、例えば河川防災スクールということで、防災について学習をしていただく場を設けているのでございいますとか、環境で言いますと、城北ワンドで外来魚の駆除の取り組みをやっただけの取り組みと、またこれは京都伏見ジュニア河川レンジャーというものを載せさせていただいていますが、水とのかかわりを学習していただくような場、そういうものを設けていただいたりしております。

これにつきまして、口頭になりますが、委員の方から河川レンジャーの確保でございいますとか育成、そういうものに関する、河川レンジャー活動に関する現状の課題は何かということ、これを複数の委員の方からご質問を受けております。

これについて詳細は先ほど審議資料1に書いてございいますが、非常に興味を持っていらっしゃる方が多く、意欲のある方が河川レンジャーに応募されているということがありますが、いかんせん経験の少ない方というのを、希望者もいらっしゃるということがあります。そのため試行錯誤をしながらですけれども、河川レンジャー希望者の研修制度でございいますとか、今実際に活動いただいている現河川レンジャーのステップアップのための講座等を行わなければいけないというふうに

考えております。

また、河川レンジャーそのものについて、なかなかまだまだ一般に浸透していない、そのために河川レンジャーが何らかの活動を行う際にも実際の参加者が少なかったりするということもありまして、河川レンジャーの仕組み、また河川レンジャーの活動、そして我々河川管理者と河川レンジャーのかかわり、またどういふことを期待しているのかということについて、周知をしていかなければならないということ課題としてとらえております。

次のページでございまして、もう1つ、今レンジャーとして住民と行政、我々河川管理者を結び取り組みについてお話をさせていただきましたが、もう1つは、我々やっぱり河川管理者が住民に働きかける、またはレンジャーとも一緒になって、住民に参加してもらうためには、具体的にやはり手順なりを決めて計画的にやっていかなければならない。その上で、今ここに書いております住民参加推進プログラムと書いておりますが、それぞれの地域の方々の段階に応じて、手順を踏んで住民参加を進めていくという、住民参加推進プログラムというものを考えて、これを進めていきたいと考えております。

字が小さくなって申しわけございませんけれども、左側の（2）のところに紫色で塗っております。右の絵も一緒ですけれども、具体的にはまず関心を持ってもらうという取り組みをしていく、そして、2つ目は実際にやはり川そのものに触れてもらうということが必要、そして3番目としまして、ともに考えてもらうということが必要でございまして、右側に模式図をかいていますが、こういうふうには川への認識を縦軸として書いてありますが、どんどんステップアップしていただくと。そのために黄色い四角の中に書いてありますのは、今我々が考えているそれぞれのステップでのプログラムの内容でございまして。その上でいろいろ関心を持っていただいた住民からご意見、またはレンジャーと一緒に協働によりこれからの河川整備をどうしていくか、また実際河川の維持管理をどうやっていこうかということをお我々も模索していきたいと考えております。

今、淀川河川事務所、琵琶湖河川事務所、名前は違いますが、住民参加推進チームというものを河川事務所に設置してございまして、他の事務所においても今後設置していくことを考えておりますが、今住民参加推進チームの方で、いろいろな広報でございまして、先ほど言いました河川レンジャーの取り組みを主体的にやっているところでございまして。

人と川の繋がりについてはこの2点をご紹介させていただきます、次は「維持管理」についてご説明をいたします。

維持管理につきましては、これはもう基本的にこれまで整備してきた施設をきちんと機能を発揮させるということが基本的な考え方でございます。今後も整備は必要でございますけれども、戦後

いろいろ河川整備を進めてきた上で、そろそろ直していかなければならないという施設も出てきました。そういうものをこれからどうやって管理していくのかということが大きな課題となっております。

それで、我々はこれまで戦後いろいろ整備してきましたけれども、ではどうやって維持管理をやっていくのかというのは、どちらかというと現場現場でそれぞれ対応を図ってきたところですが、これからどんどん、やはり管理していく対象施設が増えていくとなると、やはりそこを効率的にやっていくためには、維持管理計画、ここは（案）と書いておりますが、維持管理計画をつくる、これが基本的な考え方になると思います。そして、実施計画をつくった上で、調査でございますとか、巡視・点検によって河川の変状、川の中であるとか堤防ですね、川の変状または河川の構造物の状況を分析して、必要な対策を、手順をもってやっていきたいというふうに考えております。

具体的には、維持管理計画の考え方ということで、イメージだけになっております。これはこれから実はつくっていかうとしておりますので書いております。

スライド番号57ですが、左側を見ていただきますと、これは淀川河川事務所の管内での維持管理の実態を書かせていただいております。それぞれ、未改造の施設というのがあって紫色、それで改造施設がこの2000年というところ、横軸は年度ですが、2000年のところで非常に改造施設がふえてきて、今後いわゆる老朽化して改築、更新時期を経る施設がふえてくるというふうに思っております。

維持管理費の実態を下につけております。維持管理費用、青い線が、これは点検・整備ですから、通常の機能を保持するための費用でございますが、修繕・改造、もう取っかえなければいけないというものの費用が増加していることが現状としてあります。

委員の中からもご質問をいただいております。維持管理費と新築改築予算の、今後どのように配分していくのか、配分についての現状の課題は何かというご質問を受けております。

それで、多くの施設の老朽化が、こちらのグラフで示しておりますように進んでおりますので、維持費が年々増加していますが、実際のところ維持管理費の予算確保というのがなかなか十分できておりませんので、それをどうやって予算確保をしていくかということが課題であります。しかし、實際上予算というものは限られておりますので、そのために、スライドで示しております右側でございますが、維持管理費用の平準化、そしてそのための施設の健全度の把握というものを、今いろいろ点検を進めているところでございます。

具体的には楢円のところに書いてございますが、まず1つはやはり今ある施設、設備や機器を延命化、寿命を長くしてやろうかということをいろいろ検討しております。もう1つは点検、これは

やはり治水対策などはもう万全を期さなければなりませんので、点検頻度というものは割合密にやっております。ただし、そうはいつでもそこにも優先順位をつけて、1年間に1回点検すればいいもの、また月の点検でいいものということを慎重に見極めまして、点検頻度の低減によるコスト減を図ろうということを考えております。

そして、もう1点、長寿命化を図り、そして点検頻度を減らすなどのコスト縮減を図ったとしても、結果的にどうしても大規模な更新を行わなければならないということができてくると思います。そうした場合のコスト減をどのように図るかですが、1つは、左側に書いていますが、予防保全、とにかく故障前に対応することでありまして、事後の保全ということで、故障後の対応がありますが、計画的に修繕をやると。これによって、維持管理費用の平準化と我々は言っていますが、要はあるときに一遍にどばっとお金を使うのではなくて、毎年毎年の支出費用を平たくしていくということを考えております。

そうは言っても、我々が管理している施設は非常に多うございますので、今はいろいろな、持っている施設の状況を点検したりして、この維持管理計画を策定しようとしている段階でございます。この維持管理計画をつくるに当たりまして恐らく二、三年、長いところでは5年、淀川本川のよう非常に施設が多い場合は5年ぐらいかかるのではないかなということも考えております。

最後でございますが、そうした施設管理計画をきちんとやらなければならない、また点検を、我々万全を期すためにやっている現状ではございますけれども、実際に堤防の亀裂とか、また堤防が崩れる、または堤防内部が空洞化するなどの現象が発生しております。そのために、先ほども言いましたような維持管理計画などをつくって、計画的な調査を行うということをし、順次補修をしていかなければならないと考えております。

ここには具体的に、今年の1月に瀬田川の事例を示させていただいています。これは、今先ほど、これまでご説明しました瀬田川での散策路整備をやったり、いろいろな堤防の補強をやっているんですが、その工事中に、実際工事のために川を閉め切って水位を下げたところ、このように護岸の下部分、通常は水の中にあって見えない部分ですね、こういうところに空洞化、要はコンクリートの中側に穴があいているという状況が発見されました。

これは結局いろいろ川の流れてどんどん護岸の中にある土が川の方に流れていったことが原因だというのが、専門家に調査をいただき判断していますが、このため空洞化調査、瀬田川洗堰の上流区間、左右岸合わせて延長が約10kmありますが、点検を行った結果、空洞のおそれのある箇所が3カ所で発見されました。左側の図のところはことし3月までに直したのですが、その他の3カ所は今立入禁止区域にしていまして、その上で今年度内に補修を完了する予定でございます。

我々、堤防の点検なりは常にやっているのですが、連続したものについて、どうしてもポイントの抽出調査になりますので、予測できなかったものもあります。治水のところでご説明させていただきましたけども、こういう状況もかんがみて堤防の補強というものはきちっとやっていくということを考えております。

以上、河川利用、川と人との繋がり、維持管理について一通り、かつ基礎案後の状況も踏まえた特徴的な具体例を示させていただきまして、ご説明をさせていただきました。まずは以上で終わりたいと思います。

○宮本委員長

どうもありがとうございました。かなりご丁寧に説明していただきまして、ありがとうございました。

それでは、きょう河川管理者からご説明がございました「河川環境」「人と川との繋がり」「利用」「維持管理」につきまして、これから委員の皆さん方からご質問お願いしたいというふうに思いますが、若干ちょっとご説明しておきますと、とてもではないですけども、きょうの残りの議事の時間内には恐らく質問が出尽くさないというふうに思っております。それから、またきょう初めて説明を聞いたわけですので、持ち帰っていろいろと考えてみるといろんな質問があるということもあろうかと思っております。

それで、治水防災についてもそうだったのですけれども、これから1週間後の9月18日までに文書で庶務あてにきょうの説明についてのご質問を出していただきたいというふうに思っております。そして、それについての河川管理者からの回答と申しますか質疑応答になりますけれども、これを次々回の9月26日の第63回の委員会の冒頭で行いたいというふうに思っていますので、委員の皆様、それからまたきょうの傍聴の皆様方、9月18日までに、これは質問ということをお願いしたいと思います。意見については、またその質問を踏まえた上で意見を出すことになりますので、今回は質問ということによって9月18日までに庶務の方にお出し願いたいというふうに思います。

そういう前提で、きょうはあと30分程度、この場で次に文書で出すということも踏まえて、ここで確認しておきたいと、あるいは聞いておきたいというふうなことを中心に質疑応答と申しますか、したいと思いますので、どなたからでも結構でございます。お願いいたします。

それでは、水野委員。

○水野委員

国際自然保護団体であるWWFで魚類を研究している水野という者ですけども、きょうの話を聞かせていただいて、まず河川整備計画の策定に当たっての基本的な考え方にある、「生態系が健

全であってこそ、人は持続的に共存し、活動できる」というのが最も基本的なところにあるのに、そこがあんまり強調されないで細かなところに説明を終始されているところが、まずここについては問題ではないかということをおっしゃっていただきたいのですけれども。

国際自然保護団体として、まず本当にお聞きしたいことは生物多様性条約とラムサール条約との整合性についてはどういうふう考えているのか。国土交通省として生物多様性条約に対して戦略を出しているはずなのに、その基準に対して、その基準を出して、まず戦略が既に出ているということは御存じだと、もちろん国土交通省さんですから、わかっているとは思いますが、その生物多様性条約に対してどういうふうな対応をしてこの計画は沿っているのかという、その基準とそれに対して発想と対応というものをちゃんと表にして出さないと、まず国土交通省としての計画としては問題ではないかというのが私が思うところで。

あとWWFはラムサール条約の発起人の団体でもありますので、最低でも国で、環境省さんがもちろん担当所轄の団体ですけれども、国で加盟していただいている以上、ラムサール条約の基準に書いてある項目についてはきちっと守っていただかないと、WWFとしてはもちろん、それで例えばラムサール条約では流域レベルで考える、例えば今回話をさせていただいたのは河川内のことばかりですけれども、河川のところで生物は移動していますので、移動とかスポーニングエリアという産卵地とかは非常にその流域に及ぶということで、流域レベルで考えなければいけないというふうに言われています。

だから、琵琶湖が指定されている以上、琵琶湖淀川流域はもちろん全体的に考えなければいけないのですけれども、そのときにちゃんとラムサール条約のところで、条約本部が出しているマニュアル等々に沿って、基準に沿って、それをちゃんと満たしている計画になっているか、少なくともストラテジックのエンバロンメントプランニング、SEAというのを言われている以上、計画段階でもある程度想定はできるはずですし、それについては条約というのを無視していいものというふうに考えているのかどうかはわからないのですけれども、もうちょっとしっかり出してほしい、条約というものをあんまりそんなに軽視しないでいただきたいというのを、まず質問と、あと意見ということをおっしゃっていただきたいです。

あと生物に関しても、例えば天然記念物であるイタセンパラとか、それは文化庁の方がやっている天然記念物の方ですけれども、少なくとも国際自然保護団体のところでは絶滅危惧種とかそういったところを非常に大きく取り上げる視点があります。国際的な動きはそういうふうになっていますので、せめて国際的な、そういう常識的な判断と私が言うのも何ですけれども、プライオリティの決め方というのがあります。

例えばタモロコという魚がいますけれども、これは琵琶湖流域にはたくさんいますけれども、世界的な点で見れば日本の固有種ですので、エンデミックスピーシーズは守らなければいけない、各国が責任を持って守るべきというふうになっているのが結構言われていることですし、あとローカルなレベル、視点を変えれば琵琶湖にたくさんいるビワコオオナマズでさえ、琵琶湖流域にいなくなってしまえば世界から絶滅してしまうので、琵琶湖流域で守らなければいけないトップのハイプライオリティーの種になることが知られています。

そこで、絶滅危惧種に関しては少なくとも、世界、国、地域の3段階に分けて、どの種から手をつけていくのかというのをちゃんと論理立ててセレクトしていくというのが保全生態学の中で知られている手順ですので、最低限、その流量の科学ばかり攻めるのもいいんですけども、保全生態学でやられている基礎的な手順に沿ってきちっと計画を立てるだけでも少なくともやっていただきたいというのが今回思っていることですが、それについて意見をどんどんだそうと思っていますけど、ご意見を伺いたいというところです。

○宮本委員長

ご意見を伺いたいというよりも、できたら質問形式でお願いしたいんですよ。

○水野委員

はい。

○宮本委員長

今ここで意見を闘わせるという場ではないと、まずはきょうの説明の質問なんで、ですから、今のラムサール条約でありますとか生物多様性の、それについての、いわば今の背景としてどのようにこの計画に反映しているかということですかね、1点目は。

○水野委員

そうですね。

○宮本委員長

そういうことですね。

○水野委員

まず1点目はそういう国際条約の基準、本当にマニュアルとかよく探せばあるので、そこについてどういうふうに反映させているのか、きちっと見えるようにしてほしいということが1点。

○宮本委員長

それが質問ですね。

○水野委員

質問です。

○宮本委員長

それから2点目の質問は。

○水野委員

あと、絶滅危惧種とか生き物の選定に関しては、科学的な判断と社会的な判断、その各国とか地域とか2つがありますので、その2点からちゃんと選んで対応をとっているのかどうかというものを。

○宮本委員長

とっていますかということですね。

○水野委員

はい。というのが。

○宮本委員長

では、今の2つの質問について、河川管理者お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

今ご質問があった2点のうち、生物多様性条約に基づく基準であるとかラムサール条約に基づく考え方をどのように踏まえているのかということで、これについては済みません、我々現場レベルでその条約の基準、ラムサールについて逐一チェックをしているという形でこの整備計画をつくってはおりません。おりませんというか、あんまり配慮できていません。

ただし、ラムサール条約なり個別の具体の施策を行うに当たっては、ラムサール条約の考え方、具体的に何かやる場合に検査なり指導とかがあると、今それに抵触するようなものを、今ぱっとこの中ではチェックできていませんけれども、そういう具体の条約とか、ラムサールとかの条約を踏まえた上で、我々が国土交通省本省の方からいろいろ示されている考え方に沿っているのだというふうに思っています。ただ、その対象ができていないかという、今できてはいません。

それと、希少種というか絶滅危惧種というか、そういう生物の選定についても、今水野委員がおっしゃっておられるような手順を踏んで選んできたということではなく、ただこれまでいろいろな流域委員会の中のご意見の中で、それぞれのいろんな注目すべき種であるとかを、ご意見をいただいた上で我々取り組みを進めてきているところが現状でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。2点目に関してでございますけれども、済みませんが、半分意見に近くなって

しまうかもしれませんが構わないですかね。その説明の答えに。

○宮本委員長

できるだけ質問に答えるという格好で意見を言ってください、それは。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

特定の種の保全というのを、何というんでしょうか、極めて強く意識をしてというよりは、いろいろな種、まさに多様な生態系が確保できるような河川環境を目指すというのが、目指す方向というふうに関組み立てているところでございます。

○水野委員

国際開発の事例では、もちろんそれも考慮に入れた上でキーストーンスピーシーズとかアンブレラという発想でもって、ちゃんと保全生態学とかそういうところで、開発とバランスをどうとるかという学問体系が日本ではあんまり有名ではないですけども、やってあるので、せめてそういった技術的なところはカバーして、その技術者が勉強不足と言われても、これはしょうがないと思いますので、そこはちゃんとしっかり勉強してやっていただきたいなというのは。

○宮本委員長

それはご意見ですね。そうすると、今のは、とりあえず今そういうことを余り検討はされていないというのが答えだったと思いますので、それを踏まえて、またご質問なりお願いしたいと思います。

○水野委員

はい、わかりました。

○宮本委員長

できるだけ、きょう多くの方にご質問願いたいと思いますので。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

委員長、ちょっと1点よろしいですか。

○宮本委員長

はい。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

済みません。1点ちょっと補足ですけども、水野委員の方に最初に「生態系が健全であってこそ、人が持続的に生存し、活動できる」ということをなぜきょう強調しなかったかということでございますけれども、それはどちらかという原案にももう前提として書いておまして、考え方を踏まえ、その中で私がやはり淀川の河川整備計画らしいと考えている点は、やはり川が川をつくることを手伝うということが淀川らしい特徴ある事項だと考えたので、そこに焦点を置いて説明させ

ていただきました。

○宮本委員長

はい、わかりました。

それでは、綾委員どうぞ。

○綾委員

綾です。絶滅危惧種の話が出たのでちょっとお伺いしたいのですけれども、ご承知のように淀川水系にはイタセンパラとアユモドキという2つの天然記念物があるわけですよね。それで、ここにはイタセンパラのことは割と書いてあります。アユモドキについては桂川にいるという、きょうご紹介はなかったけれども、整備計画の原案ですか、あるいは桂川にいるので何とかというのが1つ、スライド1個分ぐらいあったと思うんですけれども、10年前までは宇治川とか淀川本川とか桂川にアユモドキがたくさんいたわけですよね。今回、そこにほとんど書かれていないということは、今最もその保全というか再生というのか、まだ今確認されてないだけで絶滅したわけではないですよね、と私は思っているんですけれども、そういうことに対して保全というか保護するといえますか、それは物すごく緊急なことだと思うんですけれども、そのことについて何も書かれていないので質問いたします。

○宮本委員長

それでは、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

質問、ご意見。

○宮本委員長

いやいや、ご意見ではなしになぜ書かれてないかということ。

河川管理者、もし今答えられなかったらそう言ってください。再度また文書で出されますので、さっき言ったように次々回の委員会のときにきちっとお答え願うということでも結構ですから。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

わかりました。

○宮本委員長

よろしいですか、どうですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。もちろんアユモドキについても、今ご指摘ありましたように10年ぐらい前までは淀川であちこち見られた種ということですが、今はもうほとんど見られていないという状況で

ございます。これをやはり復活させるのかどうかということが今書かれていないということでございますけど、もちろん我々として、それは当然概要のところであらうというのがいるというのを書いておるように、大きく意識しておるわけでございます。ただ、現時点で具体的に計画案に乗せられるほど、ある意味で方策なりが具体化できていないという状況でございますので、そういう意味では整備計画の検討が進んでいく中で、当然そういうことも入ってくるだろうというふうに考えてございます。

○宮本委員長

では、また質問あると思いますので、そのときもう一度お願いします。

あと、では竹門さん。

○竹門委員

竹門です。端的に質問だけ、意見は後回しにして。ただ、5つあります。

1番目、まず最初のスライドで環境と利用の課題を挙げていただきましたけれども、それぞれの課題について解決しようとするならば原因を究明してそれぞれに対する対策をしないといけないわけです。ところが挙げていただいた形状、水位、水量、水質、土砂、それから生物生息環境、景観、それぞれの対策は掲げた各課題に対してどういう解決をすることになるのかという対応関係が全く書かれておりません。これは計画ですから、当然それぞれその課題に対して原因と対策を対応をつけた筋道が見えないといけないと思いますね。ですから、ぜひ次回の検討会までに、この計画についてはどういう原因を解決するものであるという対応関係を示していただきたいというのが1点目です。今は質問しても答えてもらえないと思いますので、次回までにそれを整理してくださいということです。

2番目は「川が川をつくるのを手伝う」ために「連続性の確保」、「ダイナミズムの再生」、「水循環の健全化」、「コンクリートが見えない堤防」を基本的考え方にとすること自体は、河川環境保全の原理として非常にすばらしいと思います。しかしこれについても1番目と全く同じです。各計画が、この川が川をつくるのを手伝うための原理に対して、どんな対策をしたことになるのかという質問ですね。形状、水位、水量、水質、土砂、生息場、そして景観のいずれかについても連続性、ダイナミズム、水循環、多様性の対応関係を示していただかないと計画論になりません。個別の部分だけでは川全体の管理計画には不足であるということです。

3番目は、形状、水位、水量、水質、土砂、生息場、景観のそれぞれについて、支川と本川の関係や上流と下流関係が語られていないが、それらはどうなっているのでしょうか。例えば形状については、横断形状をこうする計画ですといったときに、その横断形状が環境保全上意味を持つため

には上流からの流況変動や土砂の供給がかかわってくるわけですね。ですから、各対策について縦断方向の関連計画を示していただきたい。

4番目は、環境、利用、維持管理、大きな枠が3つ上がっているわけですが、その枠間の関係もについて語られていません。つまり、環境で掲げた計画の個別の対策が基づく原理と、利用や維持管理からの要求は互いに補えるものも相半するものもあります。それらの関係を示していただきたい。今回の原案には各対策が個別に書かれており、対策間の関係に関するものがほとんどないです。その関係を示していただきたいというのが私の質問です。

○宮本委員長

もちろん、何であるかという質問ではなしに、こういうことについて説明してくださいというのは当然オーケーですので、全く結構でございます。

今についてできますか。回答というか説明が。それは無理ですよ、今の時間ではね。

○竹門委員

それは、私、今それを要求しているわけではないです。

○宮本委員長

そうですね。では、今はいいですね。要するに、次々回にはそういうことを説明してくださいということですね。

○竹門委員

最後に5番目は維持管理の対象についてです。先ほどの説明では維持管理の対象は、すべて施設でしたね。けれども、河川法が改正され河川環境が管理対象ということになりましたので、施設の管理だけでは河川管理できませんよね。現状ではダム等の施設管理を通じて河川環境管理をしようという図式になっていると思うんですけども、実際的には、施設に対する管理費だけでそういった土砂の管理とか流況の管理というのを流程的にするのは難しいですよ。そうすると、維持管理の対象というのをやはり変えていく必要があるのではないかと。つまり、今現在の体制で維持管理の対象を例えば土砂管理という形にできますかという質問です。

○宮本委員長

では、これについては、また委員の方から文書でもお願いしたいと思っておりますけれども、もし文書でなかったとしても、もうここでも言われていますから、それはお願いしますよ、説明をね、次々回ね。

では次、河地先生。

○河地委員

河地でございます。利水との関係で1点質問させていただきます。スライド資料の、スライドNo.14、水位に関する要約と、右下のスライドNo.17、水量に関する要約、ここで水位に関する2番目の項目「治水への影響や水需要の抑制を踏まえた」云々というところと、水量の方の2番目「治水・利水への影響を考慮した上で、できるだけ自然流況に近い流量が流れるようダム・堰等の運用の検討を行う」という表現がありますが、この2つはどう違うのかということをお伺いしたい。

それと関連しまして、今の水量の方の「自然流況に近い」という、「できるだけ」というあれがついておりますが、この「自然流況に近い」というのがどういう状況を指しているのかということをご説明いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○宮本委員長

それでは、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

琵琶湖河川事務所の津森です。竹門先生からお話もあったように、今この原案が水位とか水量とかという切り口になってしまいますので、その切り口にしたときに今委員からご指摘のあった、水位で書いてあるところと水量で書いてあるところの違いはまず何なのかということを一ポイント言われましてけれども、大きく違いがあるというふうには考えていません。

ただ、着目しているところは、水位ですと、琵琶湖にためている水位ですとか、淀川大堰の方でためているというような、そこでためている上流区間に着目しているところがありますけれども、反対に水量だと下流の方に出すところのイメージを強く持っています。

あと、「自然流況に近い」というのは、何が今自然流況ではないかということ、ダムや堰で一定雨が降ったとしてもためたりしているわけですね。それをちゃんと戻してやらなければいけない。スライドで言いますと、ご説明をさせていただきました中でですと、ダムのところでご説明をさせていただいたところがあります。スライドで言いますと18でございます。スライドの18の、ページで言いますと10ですけど、右の上に、比奈知ダムの例として、これは横軸が時間でございます、縦軸が赤いのが川の流量で、縦軸で上からおりているのが雨なんですけれども、今何もしなければダムでずっとためまして一定の放流をするわけなんです。要は、雨が降ったらその規模に応じて、何か比例したりして何とか流すというようなことをやってないのを、雨が降ったらある程度流すとか、そういうことを検討するのが自然の流況に近いと考えています。ただし、その実施時期やどうやってやるかというのは、まだまだ我々としても方法論として確定はしてないということでもあります。

が、目指すべきところとしてはなるべく自然流況、できる範囲で自然流況に近いということを目指そうと考えているということでございます。

以上です。

○河地委員

後半の議論ではなくて、前半の「水位変動や攪乱の増大を図る」と言っておきながら、その下の琵琶湖の例をとらえたら、これは水位低下の抑制ですよ。水位変動を増大させるということとは全然違う話だと思うんですが。ちょっとその辺のコンテキストがちょっと違うのではないかと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

場所が違う現象を1個に書いているので、これはまた次回、次々回で説明をさせていただいてよろしいですか。その具体の現象をご説明しないと、ここで何も資料のないまま説明しても議論が深まらないと思います。

○宮本委員長

わかりました。それでは、お願いします。

恐らく、きょうこんな一問一答では全然それは無理なので、ただ今皆さん方が本当に今ちょっと特に思うということをお聞きしていますので、当然次々回じっくりと質疑応答したいと思います。

では、とりあえず。深町委員、どうぞ。

○深町委員

スライドの5枚目のところで、先ほど竹門先生もご質問されていましたが、いろんなことを整備する上での基本的な考え方というか目標像ということで、「変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目指す」ということで、これはわかったようでわからなくて、やっぱり具体的に何かをするときにはしっかりと淀川水系全体の非常の細部からトータルのつながりも含めた基本的なデータとか空間情報とかがあって初めてこういうふうなものができると思うんですけども。

まず、「生態系が残されていた頃」という、「いた頃」はいつを想定しているのかということをお明確に言っていただきたいのか。それから、多様な生態系というふうなものを、具体的にどういうふうな生態系なのかというのを、ここで答えていただく必要はありませんが、その根拠となるいろんなデータとか、それがどこを見たらどういう資料があるのかとか、多分膨大なたくさんの蓄積があって初めてこういうことが、歴史的な変化とか個々の川とかいろんなものがあって出てくると思うんですけども、そういうふうな基本となる情報なりは、「頃」と書いてあるからには当然

そういう想定があると思うので、それはいつでしょうかという質問です。

○宮本委員長

それはお答えできますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。具体的に例えば昭和何年ということが言えるということではなくて、課題の中でも説明しましたように、現時点でやはり河川の環境がかなり以前に比べて悪化してきています。ですから、それを以前のような、そういう河川の環境が悪化していないような状況のころの河川環境を目指すということでございまして、イメージ的には大体昭和30年代から40年代ぐらいの大体のイメージでございすけど、そのころを目指すということでございます。

○宮本委員長

いいですか。どうぞ。

○深町委員

こういうのは漠然としてはいけないと思うんですね。大きな話としてはそれでいいかもしれないのですが、やっぱり目標像というのは客観的ないろんなものの積み重ね、歴史的ないろんな検証とか、かつて川がどうだったのか、どういう生き物がいたとか、どういう地形だったとかというふうなものを当然理解した上で、では今失われたものを今後どうするかというふうな具体的な目標をつくるわけですから、それがどんなものかよくわからないけどとにかくこんなものだという言葉の表現だけでは、同じこの言葉を聞いてもイメージするものが人によって違ったりとか、実際のいろんなものを整備をやっていく中で、実は全然違った方向に行ってしまうということが起こってしまうと思うので、非常にこういう部分というのは大事なので、その辺をしっかりと示していただきたいということです。

○宮本委員長

それでは、西野委員、関連ということで。

○西野委員

今に関連してというか、質問をし直します。まずスライドの5番目ですね、「河川整備の保全・再生は「『川が川をつくる』の手伝う」という考え方を念頭に実施」ということで、「徹底した連続性の確保」「ダイナミズムの再生」「水循環の健全化」というふうに書かれております。そうしますと、今ご説明された河川整備計画のどれが徹底した連続性の確保に該当するのか、どれがダイナミズムの再生に該当するのか、どれが水循環の健全化に該当するのかということをまずご説明いただきたいと思います。

次に、それぞれ、例えば4. 2の河川環境、パワーポイントでいきますと7枚目と8枚目につきましては、例えば猪名川のれき河原再生については、具体的にどういう状態になったら河川管理者は再生したというふうに判断されるのかということをお示しいただくということが、今の質問にお答えになられるということになるのではないかと思います。

○宮本委員長

深町委員、今のよろしいんですか。はい。

ちょっと待ってください。それは今のは、手が挙がっているのは今に関連してですか。川崎委員もそうですか、別ですか。

それでは、綾委員、関連ということで。

○綾委員

先ほどの深町委員の質問に関連してなんですけれども、淀川本川については、かつて淀川の環境委員会から、これは河川事務所も一緒になってやっていたわけなんですけれども、1960年代後半の河川環境を戻すということが大きな目標として掲げられていたわけですよ。これは半分ぐらい合っていて、ここに書いてあることは、それが淀川水系全体にということで、淀川水系全体にそれを拡張するとか、淀川水系全体でどういうぐあいに考えるかというのは多分初めてここで出てきたことなんで、その辺のことは先ほどの質問もあったようにもうちょっと具体的にちゃんと答えていただかないといけないと思います。

○宮本委員長

では、佐野委員、どうぞ。

○佐野委員

今のご質問と重なる質問でもあるんですが、地域によってターゲットが違うので、全体を昭和40年代のレベルを目標にするというのはちょっと無理だと思います。といいますのは、琵琶湖の場合ですと昭和40年代と昭和20年代とで全く生物相も環境も異なっておりますので、今ご質問があったように、全体で同じタイムスパンで目標、再生のターゲットを置かれているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○宮本委員長

答えられますか。それとも、もう次々回にまとめてやりますか。どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

次々回でもちゃんと答えられるかどうかかわからないのですが、今お話がありましたように、やはり目標というのを具体的に、ここはこの時期、あるいは琵琶湖ではこの時期、例えば猪名川ではこ

の時期というふうに、きちつとはっきりと決めるのはなかなか難しいというのは1つございます。先ほど申しましたように、何となくイメージという話になるかもしれないんですが、そのころの環境を目指すということです。

それともう1つ、目標をどういうふうを設定するのか。これはこれまでの流域委員会でも基礎案の段階でいろいろとご議論いただいたわけでございますけど、やはり環境に関しましては、「川が川をつくるのを手伝う」ということですので、我々もやってみて、その状況を見てどうなるかということで、きちつとやる前から答えが出ているわけではございません。やってみた上で、その状況を見て、ではこれをよりよくするにはどうしていくかということを考えながら進めていくということになりますので、現時点で最終的な目標の姿がこれだということを、なかなかそういう意味ではお示しすることはできない。つまり、最終の目標の姿をこれにするために、これとこれとこれをやればいいという、そういう意味での筋道がきちつと立っているわけではない。ですから、モニタリングもしながらその辺は進めていきたいということでございます。

○宮本委員長

今結構、環境専門の委員の方があつたんですけども、私はこの環境問題は決して環境だけの話だけではなくに、治水の基本的なあり方とも非常に関連していると思いますので、ぜひほかの、いわばどちらかという治水、防災の専門の方も質問があればお願いしたいと思います。

それでは河田委員。

○河田委員

きょうの議論で環境に対する台風の影響というのが考慮されていない。どういうことかといいますと、治水の問題は雨量という形で入っているではないですか。超過確率とか。ところが、琵琶湖の環境は、実は台風による、その最大波で湖岸地形とか湖底の状況が決まっているんですね。それで、琵琶湖の場合は1961年の第2室戸台風が一番大きな波を発生させていて、ですからそのときの波で湖岸地形の大略が決まってしまうということなんですよね。そうすると、琵琶湖の水位を上下するというふうな、洪水期と非洪水期に上下するとかいうふうな作業のときに、治水でいういわゆる超過確率による検討を風についてやっておかないと、突然台風の波で湖岸のヨシとか産卵したばかりの浅水域が変形して全部やられてしまうとかいうことがやっぱり起こるわけですよ。

ですから、やっぱり治水と同じで、ふだんは考慮しなくていいのだけれども、何年かに一度大きな台風が、例えば第2室戸のような台風が通りますと、100年に1回の大きな波が発生するというふうなことが起こって、それで起こりますと湖岸の底質が攪乱されます。そうすると、湖底に沈殿して普段は隠れている汚染物資が上がってくるとかいう問題が出てくるわけです。

ですから、静的な（周期的に変化する）バランスだけでは不十分で、やっぱり動的なところをきちっと入れておくということは、琵琶湖みたいな大きい湖ですと決して無視できないということです。実はかつて彦根気象台の風のデータによる風波の推算をやったことがあるんです。それで、第2室戸台風で琵琶湖に流入する河川の河口デルタとかの形状などの特性が全部決まっています。こういう台風による大きな波が環境にどれぐらいインパクトがあるかというのは全然議論されていないというのはやっぱり問題があるのではないかと思います。

○宮本委員長

わかりました。では、ちょっと川崎委員が先ほど来お待ちになっていますのでお願いします。

○川崎委員

川崎です。ちょっと話題が違う点で申しわけございませんが、17ページの歴史的景観に配慮した河川整備の取り組みというところで、瀬田川のあるべき姿を引用して頂きました。私も参画しましたので非常に光栄ですが、いくつか確認させて下さい。ここではとくに散策路など具体的なところが指摘されているのですが、実はこれは景観の問題とか植生の問題とか、それから散策路もそうですし市民の活動拠点もそうなのですが、全ての課題がワークショップを土台にして市民の側からの要望と専門家の議論を重ね上げて、それで管理者と総括議論した後に、すべての周辺の流域の全体プランというか景観のマスタープラン、ランドデザインを徐々に配置図面上で積み上げてきました。そこで初めて散策路が必要だとか、それからまた植栽の育成が必要だとか具体的な課題が全体の中で位置づけられました。ですから、個々の要素の問題よりも、そのマスタープランづくりの重要性というか、全体流域の中での課題の位置づけの重要性が必要であることをご理解いただいているかどうかというのが1点。

それからもう1点は、19ページから21ページにかけて、河川保全利用で、川でなければできない利用というのがございますが、この川という言葉が、どうもイメージとしては河川区域の中だけのイメージがありまして、川というのはやっぱり人々の活動を含めた広がりのある流域でなければならぬ利用のあり方ではないかと私は考えております。その点について川の定義、流域の定義を明快にしておく必要があるかと思います。

それで、今回の保全利用委員会の記載の中では、特にグラウンドから親水公園だとか利用転換というのが非常に前面に出ていてわかりやすい内容となっており、評価できるのですが、先述しました流域らしいものの考え方ということに基づきますと、例えば都市に近くて公園の少ない場合はこのようなグラウンドが必要なところもありますし、親水公園の必要性は高まります。

また、都市に離れており、自然の多い場所では、親水公園が似つかわしくない、また利用されな

い場所もあります。全体の河川の地形とか微地形に合うデザインを護岸や公園にも配慮すべきと思います。その辺は少し原案の中で川でなければならない利用、流域らしい利用を地域の実情と沿川の土地利用に促した検討が必要であることを確認して頂きたいと思います。その2点でございます。

○宮本委員長

本多委員が初めから。

○本多委員

本多です。人と川のつながりの河川レンジャーのところで2つご質問させていただきたいと思います。1つは53番のスライドと、もう1つは54番のスライドです。

その前に初めに、久しぶりにこの報告を聞きまして、とても頑張ってくださいったんだなということのを思いました。レンジャーの皆さん、河川管理者の皆さん、検討委員の皆さん、とても努力してくださったことに感謝申し上げたいと思います。

それで、審議資料1の回答も踏まえて、先ほど意欲ある方について経験不足というような問題を話していただいたと思います。研修や講座やという話がありました。私は経験を積んでいただくためにはやっぱりオン・ザ・ジョブ・トレーニングというのは重要ではないか。そのためには実際に現場に出てレンジャーの皆さんと活動するということが大切なのではないかなというふうに思うんです。そういう意味で、そういう視点を持っていただく必要があるのではないのかなと。例えば、サブレンジャー制度のようなものをボランティアでやっていただいてレンジャーの活動をサポートしていただけたら意欲のある人を吸収もできますし、また経験も積んでいただける。そういう視点をお考えでしょうかというのが1つあります。

もう1つ質問があるのは、そういうふうに啓発していただいた皆さんが実際に川に出られて、川をよくしたい、そういう活動に参加したいと思われたときに、活動の場があるのかなと思います。そうすると、猪名川ではクリーン作戦があつたり流域ネット猪名川というところがクリーン作戦を運営されたりというような取り組みをされていますけども、いろんなNPOとかそういうところとつないであげたり、またはそういう団体をつくったり河川管理者との協力団体を育てたりということが必要になってくるのかなと。そうすると、その場づくりの支援の整備というものも次のプログラムの中に必要になってくるのかなと。例えば、団体の情報を提供するとか活動の助成金とか団体の設立や運営の助成金の制度であるとか、机一つ、事務所をお貸しできる制度であるとか、印刷機やコピー機や会議室が安価に使えるとか、いろんな支援の整備も検討してみられたらどうかと思うんですが、その辺はどうでしょうかということをお聞きしたかったなと思います。

最後に、私もこの制度はとてもうまく動き出してきたのかなと。まだ課題はいっぱいあるだろう

かもしれませんが、ぜひ応援していきたいというふうに思っています。以上です。

○宮本委員長

さっき村上さんが手を挙げた。村上委員。

○村上委員

村上です。2点質問いたします。

まずわからなかったのは、基本的な考え方、現状理解、それから施策の関係がよく理解できませんでした。例えば猪名川のれき河川の問題を例にして挙げますと、なぜ猪名川をれき河川にすることが望ましいかという説明が欲しい。次に、れき河川になってない現状は何が原因かということをつまらなくにする。そして具体的なこの施策、高水敷を削るということにつながってくるわけなんですけど、そのつながりがさっぱりわからないので、まずそういうことについて説明をしてもらいたい。

そういう説明がうまくいっているところもあります。例えばワンドがうまくいかない話は、淀川大堰の水位の問題がある。ですから、その水位を下げてみようだとかワンドに流れを入れましょうという、きちんと説明をされているところもあります。されていないところで猪名川の例の一つ挙げたんですけど、そのところでそういった質問に答えて欲しいというのが1番目です。

2番目は、今までの委員会の質問がうまくこの資料に生かしているかということ、そうではないように思います。例えば資料の22番のダム湖の水質汚染に関してです。これは私がほかの委員から、例えば目視観測では本当に減ったかどうかわからないから、鉛直方向、それから水平方向にちゃんと藻類の現存量をはかってくれということを申し出たはずなんです。そういったアドバイスがここに生かされているのかどうか。そういったことをお聞きしたいというふうに思います。以上です。

○宮本委員長

もうきょうは回答は求めません。

川上委員。

○川上委員

川上です。河川環境、治水、利水のすべてに森林というものがやはり大変大事なファクターではないかと考えます。先ほどの説明の冒頭に、河川空間の特徴という項目があって、その中で、海、山まで連続した広大な空間というふうな位置づけがあったわけですけれども、この原案の中に、あるいはきょうの説明の中に、森林というふうなものの位置づけがなかったのはなぜかということをお伺いしたい。

それで、この森林というものを原案に位置づけるときに、水源地域ビジョンとかあるいは上下流交流というふうなものの取り組みの中で位置づけることは考えられないものかということをお尋ね

したいと思います。

○宮本委員長

ほかには。田中委員どうぞ。

○田中委員

田中です。今の川上委員の意見を少し広げていきたいと思うんですが、ダム湖のことを水源という表現は利用、利水ということで使われていると思う。川の水源というのは源流域だということからいえば、ダムまでの森林河川管理はどのように考えておられるのか森林のもつ機能は非常に重要なことでして、特に現代のような1時間に何十mmとかダム湖に流入していく、しかもピンポイントで降れば、ピーク流量は早くなり又ダム下流域の河川の自然環境保全は大切です。緑の大地や豊かな自然環境を保全していくという事。その自然環境の保全は治水の効果にとっても大切な基本だからです。徹底した連続性の確保ということになれば、まずダム湖に入るまでの流域河川の面での保全からはじまります。森林生殖系の保全等、自治体や農水省や環境省など他機関との具対策を従来からどのようにしてこられたのでしょうか。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。維持管理で2つお願いします。

今の説明の中で、維持管理の予算の確保が困難であるというご説明があったと思うんですけども、新設にかかる予算と維持管理にかかる予算というのは同じ枠の中であるのでしょうか。それから、もしそうであるなら単に優先順位の問題なんだろうかとということをご説明いただきたいということと。

もう1つはきょうの審議資料1の13ページに、私の質問したことでございますけれども、維持管理の項で「既設ダムにおける堆砂増大に係る現状の課題は何か」というところで、ご回答いただいておりますのは、既設ダムにおいて堆砂が進むことにより、そのダムで貯水できる容量が減少することになりますと。あと云々書いてありますけれども、私がこの委員会でもまだ委員でなくて傍聴しておったときとか、それから同じくあの当時住民討論会等がありまして参加をさせていただいたときに、ダムの堆砂容量というものはもう設計当初から別枠がとってありますと。確かに堆砂容量というのはとってありますね。ですから、日本のダムは比較的新しいからまだダムの堆砂について、中部山岳系統の川には相当の堆砂があるけれども、この関西あたりのダムでは今そのようなことは深刻な問題と考えていないというご説明を何度かお聞きしたと思うんです。ところがこのところ、

ほかのところにも出てまいります、堆砂については大変、私の印象では急に目覚められたというように思うんですけども、これについて何か方針が、堆砂に対する方針ですね、変わったというところがあるのでしょうかあれば教えていただきたいと思います。

それからもう1点、これは維持管理ではありませんけれども、舟運航路の確保で淀川大堰に今新たに閘門を設けると。それから、三川合流のあたりに水制工を設けるというふうな計画がだんだん具体化しておると思いますが、これについての経済効果ですね、かつて説明いただいたかどうかもしれませんが全く記憶にございませんので、いつかの機会に経済効果というものについてご説明をいただきたいと思います。以上です。

○宮本委員長

大分質疑応答時間が超過したわけですけども、きょうどうしても聞いておきたいという方がおられたら。

では、どうぞ。

○澤井委員

澤井です。先ほど川崎委員からのお尋ねのあった「川らしい利用ということではなくて流域らしい利用ということ、あるいは流域でなければできない利用」というようなことの意味がよく理解できませんでした。管理者もお困りじゃないかなという気がします。

○宮本委員長

そしたら、河川管理者も答えにくいと思いますので、その今の点だけちょっとお答えください、川崎委員。

○川崎委員

私が川らしい利用というのを流域らしい利用というふうに解釈したのは、今まで、特に先ほどの瀬田川の問題なんかもありますけれども、河川区域内の川自身と、それから河川区域を越えた流域に都市や自然がどのように張りついて、その都市に住む人々がどのような活動をし歴史的にも川と密接に関わってきたのかというようなところまで広げた視点で川を見ていかないと、なかなか川のあるべき姿云々ということプランニングしていくことができないと考えます。保全利用もそうですし景観整備もそうですが、流域という広域的な視野に立って、川の意義を位置づけていかないと川のもつ地域的な価値や具体的な利用計画が決められないと思います。散策路一つにしてもそうですし、公園の種類にしてもそのデザインと計画がそこに依存しています。そういう意味では、川という問題が、例えば生態系のバランスというのも一つの価値観ですし、張りついている都市の活動なり歴史文化という問題も一つの価値観ですし、それから治水上の上下流の構造的な最適性も

一つの価値観なんですけれども、複数の価値の上に成り立つものです。

いずれにしても、河川区域の問題だけではなくて、流域沿線の都市や自然も含めた上での流域というものを考えていかなければ、計画論の価値観の重みづけを行うことがなかなかできないと考えています。自然の川らしいというだけでなく、都市の中に含まれている川、地域の中の川、国土の中の川、そういう視点の上で立つ考え方が重要なのではないかと考えます。どこまで流域の意味を広げられているのかなということを河川管理者にお聞きしたかったわけです。

○宮本委員長

もし澤井委員、あれでしたら委員会の中の審議ということでまたお願いしたいと思います。

それでは、とりあえずきょうはお聞きしただけでの質問のさわりということでしたけれども、かなり時間をとってしまいました。先ほども申しあげましたけれども、9月18日までに、各委員におかれましてはきょうご質問された項目も含めてぜひ質問という形、あるいはこれこれについてわからないので説明してほしいという形で文書でお願いしたいというふうに思います。そして、これについての質疑応答は9月26日の委員会で行うということにさせていただきたいと思います。これは一般住民の皆さん方も庶務の方にぜひ9月18日までにきょうのご説明、あるいは質疑応答を聞いて、質問があればお出し願いたいというふうに思います。

2) 今後の委員会の開催予定について

○宮本委員長

それでは、ちょっと先を急がせてもらいます。審議事項2の今後の委員会の開催予定ということでございます。お手元に審議資料3というのがございます。実はこれは前々回の委員会において議論いたしまして、この今9月につきましては5回の委員会をやるということが一応決まりました。これについては大変厳しいのだけれども、とにかくやってみようではないかという、非常に積極的な委員のご意見に従ってやってきたわけでございますけれども、前回、この前の運営会議におきまして、実際やってみると大変やっぱり厳しいと、きついということ、それから委員会にぜひ出たいのだけれどもどうしても出られないという委員の方々がやはり回を重ねるごとにどんどんふえていくということもございます。

そういうこともございまして、前回の運営会議では、もともと河川管理者が委員を依頼されたときに、多くても月2回程度というふうなお話もございましたので、原則として月2回ということを開かせていただいたらどうかというふうになりました。それで、資料3の2ページ、3ページを見ていただきますと、10月、11月、それから一応12月まで委員の出席の可能なところを考えまして、そしてなおかつ余り火曜日だとか水曜日に結構集中したものですから、その辺の曜日もできるだけ

多様にばらつかそうというふうなことも踏まえまして、実は10月については6日土曜日、そして23日火曜日、11月については7日水曜日、26日月曜日、12月につきましては11日火曜日、そして大変これは押し迫っていますけれども27日木曜日ということ、委員の皆さん方もそれぞれ予定を立てられることもあろうかと思しますので、委員会の開催予定日ということにさせていただきたいというふうに、一応運営会議ではまとまったわけでございます。

そして、例えば10月31日に委員会予定日として予備日と書いてございますけれども、これは本当にやむを得ないというふうなときに限って開催するかもしれないということで、それぞれ月に1回予備日というものを入れています。ただし、やはりこれは本当にやむを得ないということでございますので、原則とすれば、先ほども言いましたけれども月に2回で運営させていただきたいということを会議でまとまったわけでございますけれども、これについて委員の皆さま方にきょうお諮りしたいということでございます。ご意見ございましたらよろしく願いいたします。

どうぞ。

○川上委員

川上です。委員長にお願いがございます。この日程を運営会議で提案するに際しての基準といたしますか、それをちょっとご説明いただけたらと思うんですけど。

○宮本委員長

まず、その例えば日にちの下に10月1日ですと、「〈8・15・15〉」という数字がございます。これは一番左は10時から1時まで開催した場合、真ん中の数字は1時半から16時半まで開催した場合、右の数字は16時半から19時半まで開催したときに、この委員の皆さん方がどれだけの人数が参加できるかというふうな数字でございます。参加可能な人数でございます。この中で一番、できるだけ委員の出席が多いというところを基本的には選ばせてもらいました。

しかし、例えば10月6日については14名ということになっています。これについては、例えばその次の週を見ていただきますと、やはり最大でも14、15ということになっています。9月につきましても土曜、日曜日にこの委員会を開催するというのがございます。

これはできるだけ曜日をばらけて、そしてできるだけ住民の方も参加しやすいということを考えると、やはり土曜日の開催も必要なんじゃないかというふうなことも踏まえまして、そういう曜日の調整、それから委員の出席の人数ということ踏まえて、先ほど言いましたけれども、月に2回、2週間に一遍程度ということでこの日にちを一応運営会議では提案させてもらったということでございます。

○川上委員

川上です。ちょっと補足させていただきます。

もう1つ、この日程の案をつくるのに当たって考えたことがあります。それは例えば、10月の1カ月の間にどの日を設定しても参加できないという委員の方がごく少数ですけれどももいらっしやいます。そういう方にもどうしても月に1回ぐらいは参加していただけるように日程を考えようではないか、というふうなことも考慮して提案させていただいているわけです。

○宮本委員長

補足ありがとうございます。そういうふうな考え方でございます。

それから、一番初めに言うべきだったのですけれども、この委員会はいくまでもこの委員会だけが突っ走るという話ではなしに、常に住民の皆さん方に支えられながらこの委員会は進んでいくものだというふうに思っています。そういう意味からも、余り毎週毎週というのは好ましくないのではないかと、というふうな配慮もあったということでございます。

この開催予定日につきまして特にご意見は何かございましょうか。はい、西野委員。

○西野委員

1つ質問ですが、この予備日についてはいつ決めるのでしょうか。

○宮本委員長

例えば、10月については10月の頭ぐらいにはやはり決めるということになるかと思えます。ただし、私は申し上げましたけれども、これは本当に真にやむを得ないということでございますので、基本的にはいわゆる月2回というペースでいきたいというふうに思っています。仮に予備日を開催する場合にはできるだけ早く決定したいというふうに思います。

ほか、ご意見ございませんでしょうか。村上委員、どうぞ。

○村上委員

村上です。この日程は原案の意見を出す時期をいつぐらいに想定した案なのでしょうか。

○宮本委員長

これは、もともと河川管理者からは12月中に意見を出してほしいということをおっしゃっていただきました。これは一番初めのときに議論したことでございますけれども。そして、かなりの膨大な説明が必要であるということもございました。その中で、とにかく週一遍ペースで走り出そうということだったのですけれども、結果としてももとの河川管理者が想定された月2回程度がやはり多くてもそうかなということになったわけでございます。

それともう1つは、この委員会はきっちりと議論をすると。住民の皆さん方が見て、よくそこま

で議論したというところまではやりますという話と、そして河川管理者の方からは時間が来たからといって決してここで意見を下さいというふうな見切り発車はしないというふうなお話もございません。

そういうことを踏まえて、今私はここで目標がどうだこうだというコメントは差し控えたいと思います。

○村上委員

了解しました。

○宮本委員長

ほかにご意見。どうぞ。

○寶委員

寶です。この委員会のミッションというか、最終的な成果物というものが、従前のように意見書という形にまとめるのか、まず確認させていただきたいのですけれども、そうでしょうか。

○宮本委員長

この委員会は、河川整備計画の原案に対して意見を言うということでございますので、これはどういう格好になるかは別にしても、やはり文書で意見としてお出しするということになると思います。

○寶委員

わかりました。以前にも意見書は出ているのですから、その意見書を踏まえて、今回この整備計画の原案が出てきているわけですね。ですから、今回の意見書はこの原案に対しての意見が中心であって、もちろん重複するところはあると思いますよ。前回の意見が全然反映されていない部分があれば、それについて再度意見書の中に含まれることがあると思うんですけれども、基本的にはこのタイムスケジュールから考えても従来の意見を全部含めた、包含したようなものではなくて、今回の計画原案に対する意見が中心であるということによろしいですか。

○宮本委員長

当然、今まで流域委員会あるいは住民の方が出された意見を踏まえてこの原案はできているというのが我々の前提ですので、当然同じ意見を重複して出す必要は逆はないわけで、今回の原案に対して意見を出すということでございます。

はい。

○本多委員

今回、意見を出すわけですがけれども、従来の委員会とはまた違うのかもしれませんが、委員

会としても住民の意見を聞きながらそういう場をつくって、そして意見書をつくってきたという経緯があると思うんです。今回、私たちはそういう時間もとろうとして運営委員会は考えておられるんでしょうか。

○宮本委員長

今回も例えば質問を住民の皆さん方は、恐らく河川管理者は住民の方々から直接聴かれるんでしょう。だけど、今回この我々の流域委員会に対して、こういう委員会の場でこういう質問してくれというふうなことの意味を含めて、今回流域委員会に対して住民の方々の今現在思っておられる質問を庶務に出してくださいと言っているわけで、我々は常に住民の方々と、さっきも言いましたけれども、その後押しを受けて委員会をやっているつもりですので、先ほど言いましたが、流域委員会だけが突っ走るということは絶対に避けなければいけないというふうに思っております。

ということで、とりあえずこの月2回でやるという日程について特段、今ご意見あるいは拒否がなければこれで参りたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この予定については、こういうことで進めさせていただきたいというふうに思います。

3) その他

○宮本委員長

大変申しわけございません。時間がもう7時半になってしましまして終わる時間なんですけれども、その他ということで、これは何でしたかね、庶務。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

手短にご報告いたします。庶務の近藤でございます。

審議資料4でございます。「淀川水系流域委員会の定足数未達成時の対応（案）」と書いてございます。委員会規約の第3条の4では、委員会は委員総数の過半数の出席をもって成立するというふうでございます。実は前回12名ということで非常にぎりぎりのところでございました。これは1名欠けると委員会として成立しませんで、本来なら中止ということになるわけなんですけれども、直前というか当日で中止ということはできませんので、いつ未達成ということがわかったら委員会を延期するなり中止するかということをおあらかじめ決めておきたいというふうに考えておまして、その資料はその期限を一応示したということでございます。

傍聴の方に迅速に中止のお知らせをしなければいけないのですけれども、メールの場合はすぐにメールを送り返せばいいのですけれども、どうしても郵送の方が出てきてしまいます。郵送で返した場合、最低2日前に届かせようとするとその前日、速達で前日に出さなければいけませんので3

日ということになります。したがって、4日前に定足数がどうも達しないということになった場合、委員長の方でそれを決めていただければ、郵送で中止をお伝えできるということになるかと思えます。

したがって、3日を過ぎて定足数が判明した場合は、委員会検討会として開催したいというお知らせをします。4日までに未達成が判明した場合は、委員長の判断で決めていただくということにしたいというふうに思っております。いかがかということでございます。

○宮本委員長

ただいま庶務からご説明ありました、突然間近になって定足数に未達成だというふうなときにどう判断するかということでございます。いろいろと物理的な関係から開催日の4日前までに定足数が割れるということになった場合には、その委員会は流れてしまうわけですから基本的には中止すると。しかし、3日前より後に定足数が割れたというふうなときには、もう既に開催の通知も出していますし、そして住民の方々への傍聴の申し込みもでございます。それに対する中止の案内が届かない可能性がございますので、そのときには委員会というのではなしに、委員会検討会という形で開催させていただきたいということでございます。

これについてご意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、これについては原案通りということでよろしくお願ひしたいと思います。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

大変時間が超過して申しわけございません。それでは、これから一般傍聴者からのご意見ということでお聴きしたいと思います。

ご意見のある方、挙手をお願いします。5名でいいですね。はい。それでは5名の方、非常にいつも恐縮ですけれども、できるだけコンパクトにひとつご意見のほどをお願いしたいと思います。

それでは、きょうは真ん中の辺から行きましょうか。どうぞ。

○傍聴者（竹内）

大山崎から来ました竹内と申します。乙訓桂川愛護会で、いわゆるここの整備基本計画の基本的な考え方にあります水・生物・まちづくりなどとのつながりを持った川を目指すというのを現にもうやっているんです。三川合流地域の自然区のところでやっています。

きょうは2つ質問があるのですが、その前に宮本委員長に1つ質問なんですが。宮本委員長は元淀川河川事務所の所長であり、また近畿整備局の河川部長やったんですかね。今、ここにおられる方々の親分であり、また仲間でもあったと思うんです。ここに選ばれたのは皆さん委員で選ばれた

からそれに文句を言うつもりはないんですが、見識豊かな方なんですが、ちょっと前にこの委員会は住民との支えでやられるというようなことを言われましたですけど、ちょっと奇異な感じがするんですが、その辺は一応宮本委員長に。これは下手したら裏でつながって近畿整備局の考え方をうまいこと誘導されるのと違うかなという人もおるんです。だから、所信を1回表明してほしいというところが1つです。

それからもう1つ、環境と治水ということで1つは環境なんですが、先ほど保全生態学の先生が言われました生物多様性条約とか生物多様性の戦略は基本中の基本なんですよね。これは専門家が言われるまでもなく我々も勉強してきて、この3年間私だっていろいろ勉強してきておるんです。保全生態学、環境保護法、都市計画、ビオトープ概論、こんなん皆やっておるんです。だから、川に川らしいなんていうのは前に本にいっぱい出ておるんですよ。これでやっておったんでは魂入ったらん、川づくりに魂入っておらん。だから、本当に勉強するのやったら、今治水工学の専門家は皆ここにおられますけど、淀川河川で、本当に環境の勉強、生態学とかそんなんするための研修とかそんなんやられておるのかなと。そうでなかったら、いつまでたっても自分たちは治水工学専門で、先生方に聞いて、意見を求めてやれば良いといったら、いつまでたっただってアイデア出てこうへんと思うんです。この辺、1つ河川事務所に聞きたいこと。

それからもう1つ、治水の方でこの間、8月29日の朝日新聞で大戸川ダム中止というのがぼんと表面に出ていまして、いわゆる近畿整備局の原案の発表ということは小さい字で、大戸川ダムのことがぼんと出てましたものですから、そのことと治水のことと我々の大下津地区のところの河川低下をさせると水がようけ流れるから大戸川ダムの治水効果が出てくるとかね。しかし、平成17年のときには保津川の分を開削しなければ治水の効果は少ないという、これは専門家の、治水工学の専門家でおられる方々が2年前におっしゃったことが、今そないして意見がゴロッと変わると。これは僕、政治的な判断で変わったというならそれはわかりますよ。治水工学の専門家が言われているんだったら。それで要するに、内容は将棋倒しと一緒になんです。三川合流のところにようけ水が集まると、それまでにダムでも押さえないといかんと。このことについては案外わかりにくいので、文書だけで書いてあったらわかりにくいので、次の段階ではどういうイメージで、どこがどうなってどうなるからこうなると、文書だけではなくて次の会議のときにはもっと十分な説明をしていただきたいと、そういう資料を十分そろえてから言っていただきたいと。でないと、普通の人はわからないと思うんです。よろしく。

それだけです。

○宮本委員長

私に何か所信表明しろということなんですけどね。まあ一言だけ言っておきます。私は河川管理者と裏でつながっていて、何かそのように進めていくというふうなことはそんなことありませんと言ったところで、信用しない方は信用しないということでしょう。前からも言っているように、この委員会はずっとガラス張りで全部やるんですから、それを見ていただいてもしもそういうふうな懸念があるんなら、思い切りどついてください。

次、お願いします。では、浅野さん、どうぞ。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。短く言います。

こういう整備計画原案についてですけれども、これを説明するこのような文書の中に、これまで6年間にわたって審議してきた流域委員会の「提言あるいは意見書、答申」とどのように食い違っているのか、あるいはそれをどのように反映させているのか、そこを書いておいてほしいです。それでないとわかりにくいです。

それと、オオサンショウウオなどの希少生物の「生息環境、生育環境を保全・回復」ということをうたっておりますが、現に川上ダムの計画ではやはりオオサンショウウオを移転するという方向を変えておりませんよね。ここらについて説明していただかないと、これは本当にそういう生息、生育環境を守るといふ方向なのかどうかわかりません。川上ダムでは、自然環境保全検討委員会とかそのほかオオタカ、オオサンショウウオの検討委員会が、もう終わっていると言ってもいいような段階です。それらを踏まえて、具体的にそういう移転を行うようなこと、これはやらないんだというのか、いや、移転もそういう環境の保全になるというふうに考えているのか、そこをはっきりしてもらわないと、ちょっとこういう説明ではだめではないですか。

○宮本委員長

それでは、こちらの方で。では、どうぞ。

○傍聴者（志岐）

もう一度、次回か次々回に質問しないと時間的に無理だと思うんですが、今日は絞りまして3点ほど意見を言わせてもらいます。

1点は、委員からのございました維持管理の問題です。時系列的なとらえ方が必要であって、将来どうなるかということを見る。そのためには土砂管理が非常に重要であるということです。この点がこれまでの河川管理者のご説明ではなかったように思います。砂の話はありましたけれども、実際は砂は流れてしまうんですね。ちょっと荒っぽいことを言います。石礫（れき）、それも大き

な石をかなり洗掘し運ぶという力をどうも宇治川は現在持っているのではないかと思われる節があります。現にアーマー礫（れき）の敷石に穴があいとるという話があります。これが事実なら大変なことですね。その辺のところを今後委員会でも、つまりそういう土砂管理の問題も含めてご検討願いたいと思います。これは多分今日はお答えはないと思います。

もう1つは、活断層がこの宇治川を切ったりまたがったりしておるのではないかと、あるいは天ヶ瀬の方に行っているのではないかという疑いを私は持っております。これについての検討はこれまでに一切なされてないのではないかと思います、ぜひお願いしたいと思います。

今回は以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、こちら。はい、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。きょうもまた嫌みを言います。流域委員会委員の皆さん、河川管理者の皆さん。特に新しく委員になった方、そして、旧の委員の発言を聞いておられますと、今も少し出てたんですが、整備計画基本方針なり原案を審議する際のベースですね。それが同じような話を5年間やってきたんですよ。6年ですか。それを同じことを言っておられる、旧委員の方もおられます。

それで、新委員の方はそれを勉強しようとも思わない。専門分野があるわけでしょう。それを踏まえて意見を言ってもらわないと困るんです。幾ら委員長が住民に開かれた、住民にわかるように、住民の支持を受けて流域委員会を運営していくんだと言われても、これはできません。

河川管理者の返答も聞いておられますも今までやってきたような返答をしています。新しいのも二、三出てますが、審議会淀川水系検討小委員会結果報告と流域委員会が現在までやってきた議論を踏まえて言っていないでしょう。そんな説明をしておっても、空しいんじゃないですか。大方同じことです。流域委員会は、いろんな部会をやってきたじゃないですか。それが抜けています。私はそう思います。

新しい委員の方には酷なんです、現場視察の報告についても、質問状、意見書を出しております。いろいろ今までやられたいろんな部会の中の現場視察の意見踏まえて意見を出してください。新しい方は特に。踏まえてないじゃないですか。勉強するという意欲がないじゃないですか。いろんな課題について先輩の委員の方、地域住民方の意見、ダム建設賛成、反対の方の意見含めて全部その現場で話を聴いているんですよ。委員となられたからには、それらを踏まえた文書や記録が残っています。それを元に発言してください。

あと太閤堤の件ですが、いろいろ意見を出しています。きょうお答え願いたい部分もありますし、以前に出した意見もあります。これは委員長が言われたように次回、次々回ということになるんでしょうか。

この12日の質問集約の件も一般の人は伝わってないんですよ。12日に締め切りというのは。ここだけでしゃべっとるんですよ。庶務も広報しない、河川管理者も広報しない。ぜひ次々回のこともしっかりホームページなり新聞広告出すなりしてください。ここだけの審議になってしまっただけは、この流域委員会は何をしているんだと、おまえらは税金泥棒だと言われますよ。

きょうの太閤堤の資料も私は自費で出して印刷して各委員関係者に自分で配っています。原本は庶務に渡しました。太閤堤史跡をあれだけの人が現場説明会にいられていました。話題沸騰ですよ。これをどう見るか。皆さん、この資料の取り扱いについて、庶務も河川管理者も考えてください。1,000部でも2,000部でもいいですから、地方整備局の広報という形で出してください。以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。では、もう1人。それでは、お願いします。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。第1期のときの基礎原案の検討のときに、委員会の中ではゾーニングをして環境の改善を図るところを、特に改善をしたいところの一部地域を指定した方がいいのではないかと、そういう意見が出ました。そのときの河川管理者は、淀川水系すべてが環境保全地域と考えているのでゾーニングをする必要はないと言いました。流域委員会の方が恐れ入ったんです。さらに河川管理者は、環境を回復したいと言うが一体何年ごろの川に戻りたいのかと流域委員に問いました。流域委員の方が答えに窮して、議論した上で1960年代前半の川に戻りたいと、そういうふうな意見をまとめたことがあります。その当時の河川管理者には、個人的にでも環境のことを勉強して、少しでも淀川水系の環境のためにいいことを何かしようという意欲がありました。

何かの指標生物が絶滅しないようにするとか、できるところの河川形状を回復するとか、そんなことが私たちの目標ではなかったはずですよ。河川管理者がどんなに変わろうと、流域委員が変わろうと、自分たちが自分の専門を外して、自分たちが子供のころに遊んだ川を思い出してください。そして、今の淀川を見て、淀川水系を見て本当にこのままこの30年間、これから30年間このままでいいんですか。人が変わろうと思いは共有できるはずですよ。一人一人かつて川で遊んだ個人としてこのままでいいのか、何ができるのか、真剣に考えてほしいと思います。

ありがとうございます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。以上だったと思います。そうですね。

5. その他

1) 今後の委員会スケジュール

○宮本委員長

それでは最後、その他ということで、今後の委員会のスケジュール、庶務からお願いいたします。

○庶務（日本能率協会総研 前原）

では、庶務より今後の委員会開催予定をお知らせいたします。その他資料の「今後の委員会スケジュール」をごらんください。

9月19日水曜日の13時30分より第61回委員会、同日の17時より第62回委員会がともにみやこめっせにて開催予定となっております。また、9月26日水曜日16時30分より第63回委員会が同じくみやこめっせにて開催予定となっております。

以上でございます。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

6. 閉会

○宮本委員長

以上できょうの審議の予定は終わりました。20分、25分かな、超過いたしまして、まことに申しわけございませんでした。

それでは、これで本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして淀川水系流域委員会第60回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

[午後 7時47分 閉会]

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。